

令和3年第1回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和3年3月25日 午前10時00分 開会
午後 4時56分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	欠員
13番	欠員	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	吉井忠	教育委員会理事	西川育子
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	中井浩子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	和田善弘
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 9番 増田順弘 10番 岡本吉司

7. 議事日程

日程第1 議第7号 公益的法人等への葛城市職員の派遣等に関する条例を制定すること
について

日程第2 議第10号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

		例の一部を改正することについて
日程第3	議第11号	葛城市特別会計条例の一部を改正することについて
日程第4	議第20号	葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正することについて
日程第5	議第22号	工事請負契約の締結について（国鉄・坊城線架道橋道路改良工事）
日程第6	議第8号	葛城市犯罪被害者等支援条例を制定することについて
日程第7	議第9号	葛城市印鑑条例の一部を改正することについて
日程第8	議第12号	葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
日程第9	議第13号	葛城市体力づくりセンター条例の一部を改正することについて
日程第10	議第14号	葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
日程第11	議第15号	葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
日程第12	議第16号	葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正することについて
日程第13	議第17号	葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
日程第14	議第18号	葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
日程第15	議第19号	葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
日程第16	議第25号	和解することについて
日程第17	議第26号	令和2年度葛城市一般会計補正予算（第10号）の議決について
日程第18	議第27号	令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議決について
日程第19	議第28号	令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第5号）の議決について
日程第20	議第29号	令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）の議決について
日程第21	議第30号	令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
日程第22	議第31号	令和2年度葛城市下水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
日程第23	議第32号	令和3年度葛城市一般会計予算の議決について
日程第24	議第33号	令和3年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
日程第25	議第34号	令和3年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について

- 日程第26 議第35号 令和3年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第27 議第36号 令和3年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第28 議第37号 令和3年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第29 議第38号 令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第30 議第39号 令和3年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第31 議第40号 令和3年度葛城市下水道事業会計予算の議決について
- 日程第32 発議第1号 葛城市議会会議規則の一部を改正することについて
- 日程第33 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第2号 「旧町時代における未処理金調査特別委員会」の調査報告に係る今後の適正な処理に関する事項の履行及び不正な行為についての調査の徹底を求める決議について

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう、出入口を開放しておりますので、ご了承願います。なお、発言される際は、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。また、発言につきましては簡単明瞭にしてください、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

ここで報告事項を申し上げます。

令和2年10月13日付で本議会より岡本吉司氏を奈良地方検察庁に告発しておりました件につきまして、令和3年2月17日付で不起訴の処分通知書が届きましたので、ご報告を申し上げます。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告を願います。

5番、松林謙司君。

松林総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る3月5日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました5議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月10日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。理事者からは、事業位置図を用いて事業の進捗状況について説明があり、現在2件の方と事業計画に沿った用地取得に向け交渉を行っている。交渉を重ねているが、条件面等において折り合いがつかず、難航している状況である。県とも協議を重ねており、法的な手段を取る準備も進めながら、引き続き粘り強く交渉し、早期完了を目指したいと考えている。また、駅前広場の計画について、現在の計画では葛城市バリアフリー計画に基づいてエレベーターを設置し、歩道橋で橋上駅舎に接続する立体交差を採用しており、歩車分離をし、安全性が最も高い計画であるが、事業が長期に及んでいることから、計画当時の経緯を確認し、エレベーターの早期設置の要望もある中、最も合理的な方法も検討したいと考えているという説明がありました。

委員からは、法的手段の準備をしているとのことだが、その場合のスケジュールはという問いがあり、来年度に事業認定の申請に関する予算を計上している。他の自治体の事例では、申請から4、5年程度かかっているが、事業認定と並行して任意の交渉を引き続き行い、事

業の早期完成を目指すという答弁がありました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。理事者からは、事業の進捗状況として、JRが施工する架道橋工事委託における大型のボックスカルバート部分の工事が令和2年8月31日に完成している。国の3次補正による国費の配分があり、引き続き市が施工する区間として架道橋と連続する西側及び東側の一部のすりつけ部分の工事を進める予定である。この架道橋部分の工事については、長期間にわたり通行止めとなっており、地元住民の方にご迷惑をおかけしているが、国費配分を考慮して工事内容を検討しており、令和5年度末には通行可能となるよう取り組んでいる。次に、JRより東側、大和高田市までの区域の道路改良工事について、本年度の工事については令和元年度までに用地取得が完了している部分、工事延長55メートルの区間の道路改良工事を施工しており、間もなく竣工する予定である。事業用地の確保については引き続き鋭意努力し、早期事業完了を目指したいと考えている。

委員からは、補助金の関係で工事を施工するため、令和5年度まで通行止めが解消されないとのことだが、補助金獲得のための努力、陳情が足りないのではないかと。地元の住民は非常に不便にされているので、一日も早く部分開通も含めて検討願いたいという意見がありました。

次に、行財政改革に関する事項についてであります。理事者からは、前回の委員会でも報告がありました電子決裁システムと電子入札システムの導入に関しての進捗状況について報告がありました。電子決裁システムについては、1月6日付でリコージャパン株式会社と契約を行い、2月25日に文書管理システムのセットアップを終了し、3月5日付で仮稼働環境の庁内周知を行った。なお、財務会計システムとの連携について、業者間のシステム調整が難航しているため、繰越しの予定をしていると説明がありました。次に、電子入札システムについては、3月末のシステム導入に向け、最終の作業を進めている。運用については、年度替わりの4月から6月にかけては入札件数が非常に多いことから、入札方法が混在することによる混乱を避けるため、7月頃から金額の大きい建設工事より順次導入を予定している。また、対象とする業種、工事の規模については、事業者への周知を行い、段階的に拡大していく予定をしていると説明がありました。

委員からは、行財政改革に関する事項として、今後、委員会として将来的な財政の見通しについて議論できるよう検討願いたい。また、国ではデジタル庁の設置に向けシステムの統一化についても検討されていると思われるので、そのような情報の提供もお願いしたいという要望がありました。

最後に、公共バス運行についてであります。理事者からは、コミュニティバスの利用状況として、令和2年4月から令和3年1月まで1日当たり利用者数は、環状線ルートとミニバスルートの合計で80.37人である。前年度の1日当たりの利用者数125.23人と比較すると、利用者が大きく減少している状況である。次に、利用促進に向けての取組としては、昨年11月にれんかちゃんバスとけはや号の全車両の車内に防臭抗菌コートを行った。嫌な臭いの定着や細菌の増殖を防いだり、インフルエンザなどの抗ウイルス効果も期待ができるものであ

る。来年度の公共交通に関する事業としては、地域の活性化と市民への支援策として、令和3年4月1日から1年間、公共バスと予約型乗合タクシーの運賃を市が負担し、利用者の方には実質無償で乗車いただく予定をしている。また、現在の公共バスのルートについて、県の社会教育センターが4月以降休館となるが、県が新型コロナウイルスワクチンの接種会場に調整中であると聞いているので、今のところ変更することなく運行する予定である。

最後に、葛城市には鉄道駅が近鉄とJRで7駅あることから、鉄道とバス等の有機的な連携による地域の更なる活性化と、地域全体を見据えた地域交通を構築することを目的として、現在ある葛城市生活交通ネットワーク実施計画の見直しを行い、葛城市地域公共交通計画として令和3年度中に策定する予定であるといった説明がありました。

委員からは、報告されている公共バスの利用者数は延べ人数だと思われるが、実質的な利用人数を教えてください。また、バス停の位置の変更は可能かという問いがあり、利用者の実人数は把握していない。バス停の場所を移すことは難しいと思われるが、検討していくという答弁がありました。

なお、これらの4つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また数多くの意見が出されておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

以上です。

西川議長 次に、厚生文教常任委員長より報告をお願いします。

8番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告をさせていただきます。去る3月5日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました11議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月11日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告させていただきます。

初めに、ゴミの減量化に関する諸事項についてであります。理事者からは、葛城市クリーンセンターが稼働した平成29年度から令和元年度のリサイクルの状況の推移に沿って説明があり、家庭系、事業系のごみの排出量は人口増加により年々増加傾向にあるが、資源化できごみの量は逆に減少している。その要因は、缶・瓶類の容器が紙類に変わり軽量化され、結果として重量比較で求めるリサイクル率は下がる傾向になっているという説明がありました。

委員からは、平成30年度のリサイクル率では全国平均19.9%、奈良県は16.3%、葛城市は15.5%だが、リサイクル率の高い市町村はどんな工夫をされているのか、また葛城市の目標はどのように考えているのかという問いがあり、全国でリサイクル率が一番高いのは鹿児島県の大崎町で82%となっている。現在葛城市においては具体的な目標は設定していないが、近隣のリサイクル率が高い市町村を参考に取り組みでいきたいという答弁がありました。

また、委員からは、分別の細分化によって市民のリサイクル意識は高まっていると感じているが、リサイクル率を上げるには、焼却する重量を減少させる工夫をすれば自然とリサイクル率は上がる。その辺の考え方についてはどのような取組があるのかという問いに対して、焼却処分している生ごみの堆肥化に引き続き力を入れていきたいという答弁がありました。

次に、学校給食に関する諸事項についてであります。理事者からは、令和2年度における異物混入発生状況について報告があり、10月末現在で主食である米飯については8件の発生があり、調査した結果、8件中3件については加熱反応がなく、配膳時に混入したものと推察され、5件については炊飯時に混入したと推察できる。この異物混入対策として、業者、学校、職員の共通理解を持って、それぞれの立場で防止対策を取る指示を行っている。パンについては、今年度の異物混入は発生していないという報告がありました。

委員からは、異物混入の発生はどのようなルートにより通報されるのか。また、異物混入が発生した場合は、その都度保護者に連絡しているのかという問いがあり、いろいろなケースがあるが、生徒・児童が先生に通報して、学校を通じて給食センターのほうに連絡が入るようになっている。その後、速やかに業者に調査を依頼して報告を求め、その結果を学校にも報告している。保護者に対しては、重大な事件については報告しているという答弁がありました。

さらに、委員からは、今回の報告は米飯とパンについて報告されているが、葛城市学校給食センターで調理している副食について異物混入は発生していないのかという問いがあり、副食については7件の異物混入があり、髪の毛、鳥の骨、虫の羽根のようなもの、フィルムのような破片などの混入があったという答弁がありました。

委員からは、次回から主食だけではなく、副食についても報告願いたいという要望がありました。

次に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてであります。理事者からは、第1期工事が完了し、令和2年度では第2期工事を実施しているところで、現在既存の西園舎、南園舎の解体工事が終わり、竣工に向けた園庭整備などの最終工程を進めているという報告がありました。

委員からは、変更契約の原因となった軟弱地盤の原因を把握し、その対策はできているのかという問いに対して、既存の西園舎、南園舎の解体工事をした跡地を園庭に利用しているが、恐らく地下に何らかの水脈があり軟弱地盤となったと思っている。その対策として、暗渠排水の工事は行っているという答弁がありました。

さらに、委員からは、工事が完了すれば、ぜひ施設見学の機会を設けてほしいという要望があり、春休みを利用して議員の皆さんと見学してもらえるように考えているという答弁がありました。

なお、これら3つの所管事項については、委員会としては今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告とさせていただきます。

西川議長 本定例会中に開催されました常任委員会における所管の調査事項の審査報告は以上であり

ます。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、議第7号から日程第5、議第22号までの5議案を一括議題といたします。

本5議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

5番、松林謙司君。

松林総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第7号、議第10号、議第11号、議第20号及び議第22号の5議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第7号、公益的法人等への葛城市職員の派遣等に関する条例を制定することについてであります。

質疑では、公益的法人等へ職員が派遣された後、葛城市に戻ってくる際の所属部署等の保障について、取決めなどはあるのかという問いに対し、派遣職員の葛城市職員としての身分は保障している。派遣後の復帰部署については人事異動としての取扱いなので、派遣前の部署に復帰する保障はないという答弁がありました。

委員からは、職員が安心して派遣先で仕事ができるように対応願いたいという要望がありました。

また、なぜ今回この条例を制定するのかという問いに対し、現在公益的法人等へ職員を派遣する予定はないが、今後派遣要請があった場合を想定して、条例整備の提案をしているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号、葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の改正により産業医の報酬が増額されるが、産業医の業務内容はこの問いに対し、衛生委員会への出席、職員の定期健康診断結果への意見と個別の面接指導、職員のストレスチェック、心身故障による休職職員の復帰に対する相談、時間外勤務が月100時間以上の職員の面接などが主な業務であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号、葛城市特別会計条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、住宅新築資金等貸付金特別会計が廃止されても、回収管理組合への加入は続けるのか。県内の市町村で、この組合にはどの程度加入しているのか。また、貸付金の債権残高は幾ら残っているのかという問いに対し、回収管理組合には引き続き加入をしていく予定をしており、県内16市町村が組合に加入している。令和2年度末の債権残高は約314万円であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号、葛城市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正することにつ

いてであります。

質疑では、道路交通施設として新たに加えられた自動運行補助施設とはどのようなものかという問いに対し、磁気マーカ―等を路面内に設置し、自動運転車の運行を補助するものであるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号、工事請負契約の締結について（国鉄・坊城線架道橋道路改良工事）であります。

若干の質疑がございましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多く意見、要望が出されたことを申し添えて、総務建設常任委員会の報告といたします。

西川議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第7号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第10号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議第11号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第11号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第20号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第20号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第22号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第22号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議第8号から日程第16、議第25号まで、以上11議案を一括議題といたします。

本11議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果を委員長に求めます。

8番、川村優子君。

川村厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第8号、議第9号、議第12号から議第19号まで及び議第25号の計11議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告させていただきます。

まず初めに、議第8号、葛城市犯罪被害者等支援条例を制定することについてであります。

委員から、今回制定される条例の内容は、近隣市も同じ内容になるのか。例えば、香芝市の条例で定められている一時預かり保育に対する支援などは、葛城市でも受けられるのかという質問があり、この条例は高田警察署管内の大和高田市、御所市、葛城市で足並みをそろ

えており、香芝市の条例にある一時預かり保育に対する支援は行わないという答弁がありました。

ほかの委員からは、被害者の支援に関して、警察との連携はどのように行われるのかという質問があり、警察と協定を結ぶので、見舞金に該当する被害者の情報について提供していただけるという答弁がありました。

委員から、警察や生活安全課との連携を密にし、市内で起こった犯罪の把握にも努めてもらいたいという要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第9号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第12号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてであります。

委員から、新型コロナウイルスの影響で国民健康保険税率を据え置いた市が県内にもあると聞いている。財政調整基金の保有額について伺いたいという質問があり、令和元年度末で約1億円、令和2年度見込みとして約2億円になるという答弁がありました。

委員から、葛城市の国民健康保険税は県内で一番安いときもあった。基金が約1億円増える見込みであり、新型コロナウイルスの影響もある中で、基金を取り崩して保険税率の上昇を抑えるべきではないかという意見がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号、葛城市体力づくりセンター条例の一部を改正することについてであります。

委員から、今回、市内会員と市外会員の会費を差別化することに対して、さきに開催された体力づくりセンター運営協議会でどのような意見があったのかという質問があり、新型コロナウイルスの影響による経営状況の悪化が上限価格を引き上げる要因ではあるが、会費を差別化すべきだとの意見もあり、現状のサービスを維持できるよう今回の改正を行ったという答弁がありました。

ほかの委員からは、体力づくりセンター以外の施設についても差別化が図れるよう、同様の対応をお願いしたいという要望がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてであります。

委員から、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の傷病手当金に関して、葛城市で事例はあったのかという質問があり、現時点で葛城市の国民健康保険被保険者に関して事例はないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第15号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてであります。

委員から、所得段階別基準額について、自治体ごとに異なるのか。何に基づいて基準額を

定めているのかという質問があり、所得段階別基準額については自治体ごとに異なり、葛城市は10段階になっており、国の省令に基づき定めていると答弁がありました。さらに、繰越金が出た場合には介護給付費準備基金に繰り込まれていると思うが、基金残高と介護保険料の関わりについて伺いたいという質問があり、基金については第7期に介護保険料を5,960円に上げた際に、残高が2億500万円に積み上がったため、3年間で約1億4,000万円を取り崩すことを前提として、介護保険料を算定したという答弁がありました。

委員からは、介護保険料の区分について、今後は低所得者層への配慮が必要となる。累進性を高められるよう検討してもらいたいという要望もありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第16号、葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正することについてであります。

委員から、今回の改正は事業所での虐待防止に関して法律的に義務化されたと解釈しているのかという質問があり、今までも事業所においては虐待の防止に取り組んでもらっていたが、今回、指定基準の中で義務化されたという答弁がありました。

別の委員からは、事業者ごとにサービスの格差があることについては、どのような考えなのか。また、市からの指導はどのように行うのかという質問があり、それぞれ事業所にはサービスの特色があり、利用者が望む内容とマッチした事業者を選ばれている現状であり、そのことに関しては容認している。市としては給付の適正化に向けて、回数の確認などの指導を行いたいという答弁がありました。

さらに、別の委員から、主任ケアマネージャーの配置について、令和9年度まで猶予されたことについての考えを伺いたいという質問があり、引き続き研修を受けてもらっており、令和9年度に向けて従来どおりの取組を続け、利用者の不利にならないようケアプランのチェックに重点を置いて進めていきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号、葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

委員からは、地域包括支援センターの職員配置の状況と業務継続の策定時期について伺いたいという質問があり、今年は主任ケアマネージャー2名、保健師2名、社会福祉士2名の基準配置は行うことができた。来年以降も継続して配置したいと考えている。業務継続計画の策定時期については、指針となる国から提供されるQ&Aが届いてから決定したいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

委員から、介護事業者の人材確保が難しい中、様々な基準緩和が行われている現状につい

て伺いたいという質問があり、市内に2か所グループホームがあり、現行の条例の基準に沿った職員配置で事業をされているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第19号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第25号、和解することについてであります。

委員から、和解することになった経緯について伺いたいという質問があり、裁判については契約関係が争点となり、裁判所の見解としては、小・中学校については相手方が学校給食会の履行補助者であり、市は直接相手方と契約していないという判断がなされ、市の主張が認められたが、幼稚園の米飯については市が契約の当事者であるとの判断となり、相手方の請求額の半分に当たる75万円を市が支払うという和解案が示されたという答弁がありました。

さらに、今後の業者選定の考え方について伺いたいという質問があり、令和4年度以降については、衛生管理状態など安全面に考慮しながら選定を行っていきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにもほかの委員から質疑がなされ、また意見が出されておりましたことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の報告とさせていただきます。

西川議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第6、議第8号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第8号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第12号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 では議第12号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論いたします。

本条例改正の主な内容は、奈良県国民健康保険の県単位化に基づき、県内統一保険税水準に向けて、葛城市国民健康保険税を段階的に引き上げることにあります。平成30年度から令和6年度まで、葛城市の国民健康保険税は被保険者1人当たり毎年4.5%ずつ引上げが予定されております。今回の国民健康保険税の改定におきましても4.5%の引上げとなるため、医療分、後期高齢者医療支援金分、介護分を合わせた均等割額は4万5,600円から4万8,400円に、2,800円引き上げられます。また、平等割も2万6,900円から2万7,300円、400円ほど引上げになります。所得割は11.5%から11.7%に、資産割のみ19%から10%へと9%引下げになりますけれども、現役世代で子育て世帯の方々にとっては、家族分の国保税がかかるわけですから、大変大きな負担増となります。

葛城市の国民健康保険税は奈良県国民健康保険の県単位化になるまでは、先ほど厚生文教常任委員会川村委員長からご報告があったとおり、県内で12市中最も安くなっておりました。その保険税が安い理由が2つありました。1つは一般会計から毎年1億円以上法定外繰入を行って保険税を抑えていたこと、もう一つは、葛城市内には総合病院などなく、医療提供水準が低いために、葛城市の国保被保険者の医療給付水準が低かったからであります。葛城市の医療費の給付水準が低いにもかかわらず、国保税は県内統一の保険税水準にするというこの奈良県の方針は、葛城市にとっては全く不公平であると考えます。医療給付水準が低いにもかかわらず、高い保険税となるわけであります。奈良県はこうした統一保険税水準を入れるに当たって、地域医療の均てん化を進めるということを申しておりました。果たして葛城市の医療水準を引き上げる取組を奈良県はやってきたのでありましようか。

さて、毎回私は国保税の引上げについて反対討論を行っておりますが、賛成討論の中でよく聞かれる言葉が、国保制度を持続可能な制度とするために、こうした引上げは必要だというご意見であります。このことは、私は国保制度の構造的問題を見過ごしているのではないかと考えます。国民健康保険は被保険者の保険税と公費から成り立っております。したがって、被保険者の数が減りますと国民健康保険会計の基盤が弱くなっていきます。保険税を引き上げると滞納者が増えます。その滞納者分の保険税を加入者が負担することになりますか

ら、更に保険税を上げる。すると滞納者が増える悪循環になります。さらに、近年深刻になってきているのが、国民健康保険に加入する人よりも、脱退する人が増えているということです。年金生活をしている高齢者の国民健康保険加入者が、現在の国保税の負担が大変重いために、週20時間以上働いて社会保険に加入する、そうした方が増えております。そのために、奈良県が県単位化を進めるために当初示しておりました見込み人数、葛城市の国保加入者の見込み人数が、当初予定から今年度、約500人以上も減少しております。このことも、国民健康保険会計の基盤を大変危うくしております。国保税が高い、そのために支払えない人がいる、あるいは脱退する人がいる。そのためにますます国保会計が悪化する、これが国民健康保険制度の構造的問題と言われるものであります。ですから、国保税の値上げによって制度を維持するということは、根本的な解決にはなりません。だからこその間、全国知事会あるいは市長会など、政府に対して公費の投入を増やすことを求めてきたわけがあります。また、均等割などは廃止して保険税を安くする、そうしたことを求めてきたわけがあります。

葛城市議会が一致すべきことは、国保税の均等割に軽減するなどをして公費を投入することを、政府や奈良県に求めることではないでしょうか。または奈良県に対して、医療給付水準の均てん化を言うのであれば、医療施設などを葛城市に対して環境整備を行う、そうしたことを求めるべきではないでしょうか。

以上の理由により、本条例改正に反対いたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

松林謙司君。

松林議員 議第12号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の税率改正案は、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担っていく中で、奈良県においては令和6年度に同じ所得、世帯構成であれば、県内どこに住んでも保険料水準が同じとなるよう、県下統一の保険税率にすることとされたことに伴い、県と協議の上、保険料方針に沿った保険税率の改定を着実に実行していくための改正ということになります。

葛城市は、県内ほかの市町村よりも保険税が低かったため、被保険者の負担水準に激変が生じないように緩和措置を受け、本来必要な額への引上げを段階的に行えるよう、慎重に検討を重ねられたものであります。引き続き奈良県と十分に協議、連携し、慎重に検討を重ね続けていただくことを望みまして、今回提出の葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについての賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 これより、議第12号議案を電子表決システムで採決をいたします。
お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

西川議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第13号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第14号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第15号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 議第15号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論します。

本条例改正の主な内容は、第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの介護保険料の基準月額を、これまでの5,960円から6,200円に240円引き上げることに伴い、所得段階別の介護保険料の年額を引き上げるものであります。また、葛城市の所得段階の区分を一部変更する内容となっております。

さて、介護保険制度では介護保険給付事業費の負担は公費割合が50%、被保険者割合が50%となっております。そのため、高齢者人口の増加により介護保険給付が増加すると、公費支出も増加する。被保険者の介護保険料も引き上げなければならないことになっておりま

す。したがって、公費支出や介護保険料の値上げを抑えようとするれば、介護サービスを切り下げていくしかない。そのために「介護保険あって給付なし」というふうに言われることもあります。現在でも介護保険料負担は、とりわけ低所得者層には重いものがあります。また、多くの年金生活者にとっても年金から天引きされるわけですが、大変負担感が強いと、市民の方々もよくそうした声を上げておられます。

今回の介護保険の基準月額の上上げは、介護保険特別会計の基金の取崩しによって値上げ幅を抑えております。しかしながら、9年前の第5期介護保険事業計画と比べて、月額基準額は1.5倍にもなっております。増え続ける介護保険給付費にどう対応するか、これはしっかりと考えていかなければならないことであります。介護保険料を上げることで対応するのか、それとも介護サービスを引き下げることによって対応するのか、いずれにせよ、これは国民にとっては大変なことでもあります。

こうした矛盾を解決するために、日本共産党は現在の介護保険料の制度決定の在り方を変えることを求めています。現在の葛城市の所得段階別介護保険料は、最も介護保険料が高い第10段階で、今回の条例改正案では基準月額の1.8倍、年額にして12万8,640円であります。所得段階は、市民税課税で合計所得金額は400万円以上であります。つまり、400万円以上の所得の方は、幾ら所得が高くても介護保険料は12万8,640円となります。低所得者層の所得に対して、介護保険料の生活に対する割合が大変重たいものに対して、高額所得者にとっては所得が高くなればなるほど、家計における介護保険料の負担は軽くなります。まさに逆進性となっているわけでありまして、所得基準応能負担を原則として介護保険制度を改めることで、新たな財源を生み出すこと、このことを日本共産党は求めています。また、このことは国会でもいろいろと議論をされているようでありましてけれども、こうした応能負担による累進性を強める、そうした介護保険制度にしていかなければならないと考えております。

葛城市におきましても、独自にできることはあると考えます。先ほどの委員長報告にもございましたけれども、所得段階、この基準を、国の基準をそのまま受け入れるのではなく、段階を多くする、あるいは頭を伸ばしていく、こうした自治体はほかにもたくさんあります。私は市町村で独自にやれること、これをしっかりやることで、葛城市民に対して介護保険料が、負担が大きくならないように工夫すべきだと考えております。今、コロナ禍の下で生活に困窮する人が数多く出ております。そうしたときに、こうした介護保険料を引き上げることは反対であります。保険料を抑えるための工夫、努力こそ必要なのではないでしょうか。

以上の理由により、本条例の改正には反対いたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

11番、西井覚君。

西井議員 議第15号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについて、賛成討論をさせていただきます。

現在4人に1人以上が高齢者で、団塊の世代全ての人が75歳以上となる令和7年（2025年）や、高齢者人口がピークに達するとともに、現役世代の人口が急減する令和22年を見据

え、地域の実績に即した高齢者施策を展開していくことが重要となる中、それらを踏まえて第8期介護保険事業計画が作成されました。このたびの条例改正の根幹であります介護保険料の改定では改定率4.0%、前回の第7期に続いて値上げということになりますが、75歳以上や要介護認定者数及び高齢者世帯の増加に伴う在宅サービスの見込量の上昇、また介護施設について市内での整備が進む中、保険料設定にはご苦労いただいているものと推測いたします。今回の事業計画は令和7年や令和22年を見据えた計画であることを承知しているわけですが、今回令和3年度の介護報酬改定により介護職員の人材確保・処遇改善に配慮しつつ、物価動向による物件費の影響により、国全体で改定率0.7%と増加したことにより、介護サービス給付費は全国的に見ても大幅に上昇が見込まれている中、第7期より繰り越された介護給付費準備基金の取崩しにより、保険料の急激な上昇を抑え、標準月額6,200円と見込まれたことは妥当と考えます。また、従来からの地域包括ケアシステムの深化・推進に加えて、介護予防・地域づくりの推進、介護現場の革新に取り組み、地域共生社会の実現を目指していくことが必要であり、今後より一層の適切な運営を期待するものであります。第8期介護保険事業計画の策定の施策の推進とともに、本市の介護保険事業の充実、適正な運営に取り組んでいただくことを切にお願いし、私の賛成討論といたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第15号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

西川議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第16号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第16号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第17号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第17号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。
日程第14、議第18号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第18号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。
日程第15、議第19号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第19号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。
日程第16、議第25号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第25号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第17、議第26号から日程第22、議第31号までの6議案を一括議題といたします。

本6議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

9番、増田順弘君。

増田予算特別委員長 ただいま議長のお許しをいただきましたので、ご報告を申し上げます。去る3月5日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第26号から議第31号までの補正予算6議案につきまして、3月12日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

初めに、議第26号、令和2年度葛城市一般会計補正予算（第10号）の議決についてであります。

質疑では、公共施設再配置検討支援業務として1,400万円が繰越明許され、計上されているが、その理由と今後のスケジュールはという問いに対し、昨年7月にNPO法人と契約し、公共施設等総合管理計画の見直しも含め業務を行っているが、新型コロナウイルスの影響で、今年度実施を予定していた市民ワークショップやシンポジウムが開催できなかったため、繰越処理を行った。今後はワークショップやシンポジウムの早期開催を目指し、中長期的なビジョンを決める予定をしているとの答弁がありました。

この答弁を受けて、現在議会において当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会が開催されており、当麻庁舎の除却について議論されていると思われるが、執行部としてどのように進めていくのか、その意見を取りまとめ議会へ報告し、スピード感を持って進めていただきたいとの意見がありました。

次に、地方創生臨時交付金事業の電子図書事業として203万5,000円が計上されているが、その内容と現在の進捗状況についてという問いに対し、現在130本の電子図書のコンテンツを用意しており、令和3年2月時点で404回の貸出しを行っている。今回の補正で新たに500本の電子図書のコンテンツを追加する予定であるとの答弁がありました。また、同じく地方創生臨時交付金事業費のプレミアム付商品券発行事業で2,300万円が減額されているが、その理由はという問いがありました。商品券の販売実績による事業費分として1,400万円の減額と、当初は全ての事務処理を委託する予定をしていたが、直営でできるものはできる限り委託をせず職員で実施したことにより、事務費として約900万円の削減ができたことが、減額の主な要因であるという答弁がありました。

次に、民生費における福祉総合ステーション管理運営事業の600万円の増額理由はという問いに対し、ゆうあいステーションについては葛城市社会福祉協議会に指定管理者として施設の管理運営を行っていただいているが、新型コロナウイルスの影響により令和2年4月から5月までの2か月間休館し、その後も利用制限をかけながら運営をいただいているため売上金額が減少したので、不足額を補てんするものであるとの答弁がありました。

この答弁を受け、コロナの影響で苦しいのは社会福祉協議会だけではないので、指定管理者としてサービスの向上に取り組み、もっと経営努力をする必要があると思われるが、市長の考えはという問いがあり、社会福祉協議会は市の社会福祉の中心的な役割を担い、貢献している非常に有益な団体である。事業社協としての部分は非常に厳しいところもあるので、

分析する必要があると思われる。ゆうあいステーションの指定管理の部分については、内容を精査していきたいと考えているとの市長の答弁がありました。

次に、教育費における綱引き実行委員会負担金50万円の減額理由はという問いに対し、今年度はワールドマスターズゲームズ綱引きのプレ大会を開催する予定をしていたが、新型コロナウイルスの影響により中止となったため、減額したものであるとの答弁がありました。

この答弁を受け、ワールドマスターズゲームズ2021関西の開催に向け、現状はどのようになっているのかという問いがあり、今年5月の開催の予定をしていたが、来年の5月に1年間延期となった。大会エントリーも現在は休止しているが、今年5月から受付を再開する予定であるとの答弁がございました。

次に、歳入の雑入において、旧町時代における未処理金として1億8,185万2,000円が計上されているが、どのような流れで予算計上されたのか。また、どのように使う予定をしているのかという問いに対し、旧町時代における未処理金調査特別委員会の報告書により、旧町の公金と推定されるので、歳入予算に計上したものである。まずは財政調整基金に積み立て、今後コロナ対策などに使えるよう検討したいと考えているとの答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第27号、令和2年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の議決についてであります。

質疑では、一般被保険者療養給付費1億円の減額理由についてという問いに対し、新型コロナウイルス感染症の影響と思われる受診件数の減少により、決算見込みを引き下げたため、不用額として減額したという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第28号、令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第5号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第29号、令和2年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第30号、令和2年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑では、後期高齢者医療広域連合負担金が247万1,000円増えた理由はという問いに対し、被保険者の増加に伴い、対象者も増加したためという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

最後に、議第31号、令和2年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑では、収益的収入で下水道使用料が増加した理由と、流域下水道維持管理負担金が増加した理由はという問いに対し、下水道使用料の増加については、世帯数の増加に伴う排水量の増加と、ステイホームの浸透に伴う在宅者の増加が主な要因と思われる。また、負担金の増加についても流量に応じた負担金となるため、使用料の増加が主な要因と思われるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添え、予算特別委員会の報告とさせていただきます。

西川議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第17、議第26号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 それでは、議第26号、令和2年度葛城市一般会計補正予算（第10号）の議決について、反対の立場で討論します。

本補正予算は、学校のトイレの洋式化や河川の管理など、そうした予算計上されておりますし、またコロナ対策予算等も計上されており、市民生活にとって必要不可欠な予算も計上されております。しかしながら、私自身はこれらの予算について反対するものではなく、次の点において異議を申し述べるものであります。

それは、監査委員費に関わって40万円の減額補正があることであります。葛城市の監査委員事務局は3名の職員が、議会事務局と一部兼務しておりますけれども、3人の職員の体制で監査を行ってきました。その中で、昨年6月から女性職員が産休、そして育休に入られておられます。その代替として、会計年度任用職員の報酬予算が9月補正予算で、昨年9月の補正予算で計上されましたが、今なお代替のないまま今日に至っております。そのための減額補正となっているわけであります。

私はここには3つの問題があると思っております。1つは人事方針の運用の問題であります。葛城市では、産休・育休の代替要員は非常勤職員、今でいう会計年度任用職員を充てるということになっております。しかし、監査委員事務局の仕事は行政の経験が必要ですから、そうした会計年度任用職員を確保するということがなかなかできないと。そのために欠員のまま来ているという状況であろうと思えます。しかし、この問題の解決は担当部の間でかなり困難であったように思えます。そういうときは、やはり市長や副市長など、調整すべきではなかったのでしょうか。そうしたことがないままここに至っていることは、誠に残念であります。

2つ目は、そもそも産休・育休に入られた女性職員の代替措置がないまま9か月も過ぎていくということであります。男女共同参画社会の在り方に大きく反しているのではありませんか。

3つ目は、監査を強化するというこの間の動きが、こうした中で止まってしまったということであります。道の駅かつらぎ建設事業に関わって、有印公文書偽造や虚偽作成に多くの職員が携わり、懲戒処分を受けました。こうしたことを二度と起こさない職場にするために、監査体制の強化を私は一般質問で繰り返し求めてまいりました。その結果、1名増員ということになったわけです。3名体制になったわけです。その下で、会計監査だけではなく事務の監査、あるいは各課に赴いての監査など監査対象を広げていくこと、そうした取組が進められようとしておりました。ところが今回、こうした人員の、また1名の欠員ということになって、こうした新たな監査強化の動きがストップしたのであります。大きな不正を起こさないために措置したことでありますから、職場のコンプライアンスを確立するというためにも、この監査の強化は大変重要であると考えております。

僅か40万円の減額でありますけれども、葛城市制の在り方に関わって認めることができない点があるため、本補正予算には反対いたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

7番、内野悦子君。

内野議員 議第26号、令和2年度葛城市一般会計補正予算（第10号）の議決について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の一般会計補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,755万2,000円を減額して、歳入歳出それぞれ214億9,569万1,000円とするものでございます。内容につきましては、国の補助金を利用する事業といたしまして、地域連携推進事業や河川管理事業、公園施設長寿命化対策支援事業、當麻小学校のトイレ洋式化事業等が盛り込まれ、教育や災害対策、安心・安全なまちづくりのための補正予算となっております。また、例年3月の補正予算で減額いたします執行残等の不用額についても、減額計上していただいております。特に、地方創生臨時交付金の執行残と、国の第3次補正予算を活用した公共施設自動水栓化事業や、出退勤ICカード化事業、スマート自治体推進事業、販路拡大支援事業等、ウィズコロナ対策や経済対策、感染予防対策を盛り込んだ補正予算であります。

今後におきましても、国・県の補助金等を活用することにより、一般財源からの支出をできる限り抑えていただくことと、引き続き新型コロナウイルス感染予防対策や経済対策を講じていただくことを強くお願いをいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第26号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛

成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

西川議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 押し忘れなしと認めます。確定いたします。賛成多数であります。よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議第27号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第27号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第28号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第28号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議第29号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第29号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第30号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結をいたします。

これより議第30号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議第31号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第31号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時27分

再 開 午前11時40分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第23、議第32号から日程第31、議第40号まで、以上9議案を一括議題といたします。

本9議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

9番、増田順弘君。

増田予算特別委員長 議長のお許しをいただきましたので、去る3月5日の本会議におきまして予算特別委員会に付託をされました令和3年度当初予算9議案につきまして、3月16日から3月19日までの4日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その概要と結果についてご報告を申し上げます。

まず、議第32号、令和3年度葛城市一般会計予算の議決についてであります。

歳出の総務費では、文書広報事業に関し、3月1日からホームページがリニューアルされた件について、複数の委員より使いにくいといった意見があり、今後どのように改善していくのかという問いがあり、リニューアル後、スマートフォンでは見やすくなったがパソコンでは検索しづらくなったなど、市民より様々な意見をいただいている。今後はそれらの意見を反映させ、改善できるよう検討していきたい。蓮花ちゃんのチャットボットについては、今後進化していくことにより、検索したい情報にすぐたどり着けるようになるという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、普段ホームページを利用していない方が利用したくなるような工夫はあるのかという問いがあり、パンフレットを作成し、庁舎内のカウンターに配布して

いるほか、防災行政無線や広報誌でも案内を行っている。利用していない方をどのように誘導するか更に検討していきたいとの答弁がありました。

この答弁を受け、ホームページが充実することにより、市民が足を運ぶことなく行政手続きが行えるほか、現在協議中の庁舎機能再編に関し、庁舎のコンパクト化が図られ、市民にとって更に便利になるように努めていただきたいとの意見がありました。

次に、地方創生臨時交付金事業費、市内消費活性化事業負担金5,000万円の内容はという問いがあり、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域経済が大きな影響を受けていることから、市内の対象店舗でキャッシュレス決済された方に対し、1人につき最大1万円の30%を上限にポイントを後日還元するキャンペーンを実施する予定である。現在は手数料が要らないPay Payのみを考えているが、他の決済サービスも検討していきたいとの答弁がありました。

この答弁を受け、高齢者にとってキャッシュレス決済は使いにくいものではないか。大和高田市や御所市は地域振興券を発行している。誰もが使いやすい方法が望ましいのではないかという意見があり、デジタル化が進んでいく中、高齢者だから使えないと判断するのではなく、高齢者でも使えるようにするにはどうすればいいかという視点を持って考えていきたい。この事業は市民と市内業者双方の消費活性化を目的として提案するものであるとの答弁がありました。

さらに、新型コロナウイルスワクチン接種促進事業委託費5,250万円の内容はという問いがあり、新型コロナウイルスワクチンを接種した方に対し、市内店舗で使用できる1,000円分の商品券を配布し、ワクチン接種の促進と地域経済の活性化を目指すものである。集団接種の場合は2回目接種後に配布し、配布ができなかった方については郵送で対応する。個別接種の場合は郵送交付する予定であるとの答弁がありました。

次に民生費では、生活困窮者に対する住居確保給付事業給付金に597万円が予算計上された。前年度に比べて大きく増額となっている理由はという問いに対し、新型コロナウイルス対策で令和2年4月20日にこの事業の要件が緩和されたことにより、申請件数が大幅に伸び、昨年5月の臨時会で増額補正した経緯があった。この特別措置は令和3年3月末までで終了するが、この期間内に申請された方については最長で1年間の支給が可能となるため、単身世帯で5世帯、2人世帯で10世帯、3人から5人世帯で10世帯、全体で25世帯分の6か月分を予算計上したという答弁がありました。

この答弁を受け、他の委員からは、この住居確保給付金の支給方法はどのようにされているのかという問いがあり、この給付は家主に対し代理納付するので、例えば単身世帯の家賃が5万円とすると給付金は3万3,000円となり、不足分の1万7,000円は個人が支払うことになるという答弁がありました。

また、小規模保育改修費等支援事業補助金3,300万円が新規事業として予算計上されているが、その事業の内容やスケジュールはという問いに対し、この事業は定員が19人以下の小規模保育を、プロポーザル方式により民間事業者を募集して、市内に2か所を整備するための補助金である。今後のスケジュールは、令和3年度にプロポーザルで事業者を選定し、令

和4年の4月から開所する予定であるという答弁がありました。

この答弁を受け、ほかの委員からは、小規模保育事業にはA型、B型、C型とあるが、何型の保育所を募集されるのか。また連携施設が必要となるが、どこを想定しているのかという問いがあり、国が定める保育士の配置基準に必要な保育士にプラス1名の保育士が必要となるA型の小規模保育を募集し、連携施設としては、令和5年度から公立保育所の弾力運用で対応したいと考えているとの答弁がありました。

次に、衛生費では、リサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託料について、随意契約から一般競争入札に変わった直後に7,000万円以上金額が下がったことをどう受け止めているのか。また、随意契約を行った当時の金額に関し、検証を行ったのかという問いに対し、最初の随意契約を交わした当時は、適正な判断の下に業者選定が行われたはずである。その後、内部的に検証を重ね、一般競争入札に移行することで金額が下がったことは、最適な選択であったと思われる。金額が大きく下がったことについては、もう少しスパンを長く見た上で検証を行っていききたいという答弁がありました。

次に、農林商工費では、昨年葛城市内ではウンカによる水稻被害が非常に多くあったが、新年度における葛城市のウンカ対策はという問いに対し、昨年12月に開催した支部長会において、ウンカ対策については奈良県農協及び中部農林振興事務所から、今回飛来したウンカは越冬しないこと、また防除剤についての説明等をいただいた。水稻生産農家が被害に遭わないよう、今回の被害を教訓として関係機関と連携をし、未然に被害防除の情報等を農家に迅速に届けることを考えている。また、農業共済からは保険加入についての案内をしていただいているという答弁がありました。

この答弁を受け、市独自の対策が全然ないように感じる。このままでは市内の離農が進むのではないかと危惧するので、もっと真剣に対策について検討願いたいといった要望があり、また、ほかの委員からは、市で対応できないのであれば、県や国から補助がもらえるように農家にアドバイスするなど、葛城市の農業を守っていくという施策、鳥獣害対策にも力を入れていただきたいという意見がありました。

次に、土木費では、社会資本道路改良事業の（仮称）弁之庄・木戸線の事業内容についてという問いに対し、現在葛城市の中南部地域を結ぶ南北軸が弱いところであり、狭い道路に通過交通が流入している状態が続いている。また、特急が停車する尺土駅についても駅へのアクセス道路が狭く、道路交通との連携が不十分な状態である。市南北方向の道路整備を進め、北側国道166号線と南側国道165号大和高田バイパス線を結ぶことで良好な交通体系を確立し、安全で円滑な移動や利便性の向上が図られ、効率的な活用を図ることができると考えている。また、現在整備している尺土駅に接続することで、道路交通と鉄道を結ぶことにより、更に利便性の高い駅周辺の活性化が図れると考えている。令和3年度より、現在の状況を踏まえ経済面等を考慮した線形検討を、現地確認にて計画策定に向けた予備設計業務を実施するものであるという答弁がありました。

また、同じく社会資本道路改良事業の新町・柳原線の事業効果と今後の計画についてという問いがあり、今年度は道路詳細設計業務及び土地鑑定業務の執行中であり、今後用地交渉

に進んでいるところである。新町・柳原線の道路拡幅整備と県道の道路整備により、工業系ゾーンとして利活用ができる方向で県と協議を行っている。また、今後の計画として、現在は工業系ゾーンとして土地利用が難しい状況であるが、道路整備完成後は優良な工業地として企業誘致を図るため、地元とも協議を行いながら地区計画の策定等を検討しているという答弁がありました。

次に、消防費では、災害対策費、防災対策事業における消耗品費131万円の内容についてという問いに対し、災害対策用の備蓄食料としてアルファ化米2,400食、保存水1,000本、けんちん汁400食と、今回新たに液体ミルクを購入する予定である。そのほかに、防災訓練用の消耗品等の購入を考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、液体ミルクが新たに備蓄されることは評価したい。今後は、備蓄食料品の消費期限や女性用生理用品やおむつなどの保存年限にも注意をしていただき、防災備蓄品のローリングストックをお願いするという意見がありました。

次に、教育費ではICT支援業務委託料の内容についてという問いに対し、学校における教員のICT活用をサポートするため、新年度3名の支援員を雇用し、事業支援、研修支援、校務支援、異常・不具合対応支援の4つの支援を行ってもらおう。小学校5校に対し2名、中学校2校に対し1名を割り当てるという答弁がありました。

さらに、他の委員からは、給食材料費の支給に関する今後の見通しについてという問いに対し、おいしい給食を提供するには材料費もかかってしまうことになり、材料費の値上げをする必要があることについて、学校給食運営委員会でも審議されている。少しずつ市の負担が増えてきている状況でもあり、いつまで保護者の増額負担なしで続けられるのか難しい問題だという答弁がありました。

この答弁を受け、できるだけ保護者の負担が少ないよう工夫をしてもらいたいという要望がありました。

さらに、ほかの委員から、幼稚園保育と保育所保育を同じ問題として捉えることについて、どのような考えかという問いに対し、幼稚園と保育所は別だという考えは持っていない。葛城市の保育ニーズに応えられるよう、将来を見据えた認定こども園や幼稚園の問題に取り組んでいきたいという答弁がありました。

さらに、他の委員からは、就学援助の認定基準についてという問いに対し、準要保護の認定基準については、住民税非課税の方や国民年金の免除を受けておられる方、児童扶養手当を受けておられる方など、6つの項目に該当される方が対象となるという答弁がありました。

この答弁を受け、県内12市のうち7市では所得の基準により認定しているので、漏れ落ちのないよう認定方法を検証してもらいたいという要望がありました。

次に、歳入では、前年度当初予算より普通交付税が9,000万円増額、特別交付税が3,000万円減額となっている理由についてという問いがありました。普通交付税については、前年度に比べ基準財政収入額が減額するという見込みにより増えている。特別交付税は、例年実績として6億3,000万円の交付があるが、令和3年度地方財政計画によると、例年になく厳しい状況であると説明を受けているため、減額となっているという答弁がありました。

また、固定資産税が6,900万円減額になっている理由についてという問いがあり、令和3年度は評価替えの年に当たることから、家屋での減額を見込んでいる。償却資産については、新型コロナウイルスの影響を大きく受けると考えているという答弁がありました。

最後に総括質疑では、財政が硬直化している中で経常収支比率改善のため、どのような予算をつくったのか。また、将来に向けてどのような対策を行っているのかという問いに対し、市長からは、施政方針でも述べたように、「市民第一の住みよいまちづくり」を第一に、活気あるまちづくりを目指すため、7つの分野で予算づけを行った。財政の硬直化については危惧しているが、すぐに財政が破綻するといった認識は持っていない。税収を増やして支出を抑えながら、財政調整基金を減らさないようあらゆる観点から行政運営を行っていきたいとの答弁がありました。また、副市長からは、当初予算に上げるべき事業を前倒しで行うことにより、国の補正予算をうまく活用することができたため、財政調整基金の取崩しを抑えることができた。また、令和2年度中に財政研修を行ったことにより、総務財政課だけではなく事業課でも財源について考えるようになり、職員の意識改革ができた点については大きな変化があったと感じているという答弁がありました。

そして衛生費、リサイクル施設運転管理及び資源ごみ等収集運搬処理業務委託の金額差のある随意契約について、市政検討委員会で検証してほしいとの要望が再度出されましたが、検証の必要はないとの答弁があり、市政検討委員会の在り方について見直すべきとの意見が出されました。

総括質疑の終了後、令和3年度葛城市一般会計予算について、市政検討委員会委員報償費の予算を減額する修正案が委員より提出され、提案者から説明、修正案に対する質疑の後、討論が行われました。一般会計予算の原案に賛成と、原案・修正案ともに反対の討論があり、修正案に対する採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き原案に対する採決の結果、賛成多数で可決するべきものと決定し、議第32号は原案どおり可決するべきものと決しました。

次に、議第33号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、国民健康保険特定健康診査と人間ドック助成の実績はという問いに対し、特定健康診査の令和元年度の受診者数は2,039人で、受診率34.1%、令和2年度の受診者数は1,400人で、受診率は23.4%になる見込みである。人間ドック助成の実績は、令和元年度で229名、令和2年度では現時点で206名の助成を行った。特定健康診査の受診者数が減少した原因は、令和2年度の前期、春の集団健診を新型コロナウイルスの影響により中止したことなどが考えられると答弁がありました。

また、国民健康保険税の滞納者数、短期保険証と資格証明書の発行状況についてという問いに対し、令和3年3月15日時点の滞納者数は1,062人である。短期保険証については令和3年2月末時点で51世帯に交付しており、資格証明書の発行件数は0件であるという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第34号、令和3年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、認知症予防教室委託料が昨年度と比較して240万8,000円減額となっている理由について説明願いたいという問いがあり、認知症予防教室については令和3年度から手法を一部変更し、従来の地域に出向く教室に加え、新たに月2回、3か月を1クールとして前期・後期に分けて行うセンター型の認知症予防教室を実施する予定である。予算は減額になっているが、内容は充実したものになっているという答弁がありました。

また、紙おむつを支給している家族介護用品支給事業の支給要件が変更されたことについて、説明を願いたいという問いがあり、令和2年度までは、支給要件は要介護2以上で所得制限を設けていなかったが、令和3年度からは国の支給基準である要介護4以上、非課税世帯が対象となり、その結果、対象者が320人から260人程度になる見込みであるという答弁がありました。

委員からは、対象外となった方への理解が得られるようしっかりと説明をしていただきたいという要望がありました。

賛成、反対双方の討論があり、採決の結果、原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第35号、令和3年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、新型コロナウイルス感染対策のため、現在給食の品数が1品減っており、足りないという声を聞くが、どのような対策を行っているのかという問いに対し、おかずの増量や汁物を具だくさんにしたり、デザートやふりかけなど個包装のものを取り入れ、不足するカロリーを補うよう対応した。令和3年4月からは品数を元に戻し、給食を提供できるようになるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第36号、令和3年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、墓地返還に伴う令和3年度償還金の見込みと霊苑管理料の内訳についてという問いに対し、令和3年度はA区画3件、B区画16件、C区画3件の合計22件の墓地返還を見込んで予算を計上している。また、管理料の内訳として、A区画42件、B区画213件、C区画27件の合計282区画の管理料と、B区画の換算で20区画の新規利用者の申込みを見込んでいる。なお、例年6月に墓地利用者の募集を行っていたが、今年4月より随時募集に変更する予定であるという答弁がありました。

この答弁を受け、墓地利用者の申込みを4月から随時募集に変更することになるので、応募件数が増えるように市のホームページ等を利用し、広く周知広報できるよう工夫していただきたいという意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第37号、令和3年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第38号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、特別徴収と普通徴収の対象者数、また保険料の滞納者数、短期保険証と資格証明書の発行状況についてという問いに対し、特別徴収については保険料が年金より天引きされて納付されるものであり、対象者が4,227人。普通徴収については、口座振替等により保険料を納付するもので、対象者は801人である。令和2年度現在の滞納者数は54人で、短期保険証は14人、資格証明書は0件の発行状況となっているという答弁がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第39号、令和3年度葛城市水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、給水戸数が増加しているのに年間給水量が減少している要因は、また、貸借対照表の固定資産に記載されている長期貸付金の内容はという問いに対し、給水量減少の主な理由は、大口需要者である事業所からの給水申込量が前年度より減少したことによるもので、令和3年度の見込みとして、給水収益についても減額して予算計上している。長期貸付金については、葛城市土地開発公社に長期で貸付けを行っているもので、現在の貸付金残高は2億7,500万円となっており、そのうち令和3年度に5,000万円が返還される予定になるので、投資返還金として予算計上しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

最後に、議第40号、令和3年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、葛城市下水道の整備状況と水洗化率について、また下水道事業会計として基金等は保有しているのかという問いに対し、下水道の整備率は令和元年度末で91.02%となっており、令和2年度末の見込みとして普及戸数は1万4,947戸、普及人口3万7,178人、普及率は97.97%。また、水洗化戸数は1万3,700戸、水洗化人口3万4,524人、水洗化率は92.86%を見込んでおり、下水道事業会計としての基金は現在保有していないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添え、当委員会の報告といたします。

西川議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時30分といたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

休 憩 午後0時12分

再 開 午後1時30分

西川議長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

先ほど、議第32号から議第40号まで、予算特別委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第23、議第32号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 では議第32号、令和3年度葛城市一般会計予算の議決について、反対の立場で討論いたします。

本予算は子育て世帯への支援策として、給食費を4月から3か月無償にすること、あるいは新庄小学校区に既存の施設に加えまして、新たに学童保育所を新設することなどの予算が計上されております。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業など、市民生活になくはならない事業予算が数多く計上されておりますが、私はこのような予算について反対するものではありません。しかしながら、以下の2つの点において異議がありますので、反対いたします。

1つ目は、葛城市の財政に関わることであります。葛城市は優良な財政運営を行いながら、近隣市町村と比較して高い住民サービスを提供してきた基礎自治体であります。しかしながら、財政指標の1つであります経常収支比率が平成23年度、82.2%を底に毎年上がり続けまして、平成27年度には90%を超えました。その翌年、平成28年度には96.8%と跳ね上がり、平成30年度は98.9%、昨年度、令和元年度の決算におきましては98.2%と、98%台の非常に高いところで止まっております。また、実質単年度収支は平成27年度から令和元年度まで、一般会計決算におきまして毎年赤字となっております。すなわち平成27年度以降、財政調整基金を取り崩して歳入歳出のバランスを取るといような財政運営状況となっております。経常収支比率が100%を超えますと、新しい事業を行うことが困難になります。経常的な支出が経常的な収入を上回るということになり、住民サービスを切り下げていかなければならなくなってしまいます。

私は市議会議員になってから、この葛城市の財政問題について取り上げてまいりました。それは葛城市が持つ高い住民サービスを維持し、充実させたいという願いからであります。そして官製談合事件を引き起こした道の駅かつらぎ建設事業におきまして、その不正追及の中で入札契約適正化法及び適正化指針に基づく第三者委員会である入札監視委員会の設置など、入札契約改革による行財政改革の推進によって浪費をなくすことで財政改善ができるということを提言してまいりました。経常収支比率が悪化することで住民サービスを切り下げる前に、やるべきことがある、そういうことであります。効率的な財政支出にもっと努めるべきであると考えております。

しかしながら、令和3年度一般会計予算において、そのような努力がなされているのか甚だ疑問なところがあります。一例を挙げます。昨年度のごみ焼却施設運転管理委託料は8,600万円余りでしたが、令和3年度、新しい年の一般会計予算におきましては、そのごみ焼却施設運転管理委託料が2億7,000万円余りの計上となり、約1億9,000万円ほど増額とな

っております。なぜそうした多額の増額となっているのかということではありますが、これは新クリーンセンターを建設して3年が経過して、焼却炉などの瑕疵担保がなくなってしまう。そのため、焼却炉の修繕など多額の費用が想定されることから、いかにこうした経費を長期的に見て削減できるかということで、コンサルタント会社に調査委託をしてこの間検討を行い、昨年令和2年の6月議会におきまして、ごみ焼却施設運転管理事業委託について9年間の長期包括管理運営委託事業とするための長期債務負担行為を補正予算として計上されました。限度額25億1,500万円、そうした長期の債務負担行為を昨年6月の定例会で補正予算、可決したわけでありまして、しかし、そのときの議論におきまして、コンサルタント会社の報告書は平成30年11月に成果品と上がっておきながら、この令和2年6月定例会に至るまで議会に報告もなく、この補正予算審議の直前になって議会に報告されました。その内容は極めて専門的な内容であります。十分議員として検討する時間もありませんでした。何が問題で、何を質問すればいいのかすら分からないような状態で審議を迫られたわけでありまして、したがって、私は責任持って市民の方に説明できないとして、このときの補正予算には反対しております。修理費で多額の費用が単年度でかかる場合があるので、長期に包括的に管理運営を委託することによって修理費などを9年間でならすことができるので、長期的には結果として安くつくんだという説明が理事者側からあり、可決に至ったわけでありまして。

しかしながら、どうでしょうか。この3月議会における予算特別委員会で、このごみ焼却施設運転管理委託料の中に新たに3人の人件費1,800万円が増額されて含まれていることが、質疑の中で明らかになりました。家庭や事業者から持ち込まれるごみの計量や展開作業のため、増員が必要だということでありましたが、これはこれまで市の職員がやってきたことであります。その市の職員の人件費が3人分下がってはおりません。なぜこうしたことがこの段になって説明として出てくるのか。本当にこの長期包括契約、9年間で25億円の重要なこの案件について、細かくその内容について議会では審議できていない。その結果、この予算の段階において、予算特別委員会の審査の中でこうした新たな増額の要因が出てくる、明らかになったわけでありまして。私はこうした契約によって、葛城市の財政が本当に効率的に使われていることになっているのか、疑問に思います。不透明な契約内容になっているのか、疑念も抱いております。

一方では、資源ごみの収集運搬処理事業において入札を行った結果、毎年7,500万円程度の減額ができると、大変私は喜んでおったんですけども、これが本当に長期に見て葛城市のための財政を改善するものなのか、いまだに私は確信が持てません。つまり、十分検討してきたのかという疑念があるわけでありまして。環境省は、一般廃棄物処理についての指針の中で、ごみ処理については市民の協力を得るので、ごみ処理費用について、そのコストについてもしっかりと市民に説明できるものでなければならぬと、環境省は述べております。その点で、私はこの今回の燃えるごみの管理運営委託費については、大変疑問に思っております。

さらにもう1件ございます。もう1件は、コロナ対策に関わることであります。市内消費

活性化事業ということで、5,000万円ほど令和3年度の一般会計予算には計上されております。これは市内の対象店舗におきまして、QRコード等でキャッシュレス決済を利用された方に、その利用額の一部をポイント還元することによって、市内の消費の活性化を図るというものであります。予算特別委員会の審査におきまして、このQRコードによるキャッシュレスサービス、これはどんなキャッシュレスなんですかと聞いたところ、P a y P a yのみだという回答がございました。また、1万円以上の消費で3,000円分の、最大3,000円分のポイント還元になるということでもあります。私は現在のコロナ禍の下で消費不況になり、とりわけ飲食店や衣料用品店など経営が困難になり、そこで働いておられる、とりわけ女性の非正規雇用の方々が解雇されて、大変生活が苦しくなっているということをよく分かっております。したがって、消費を向上させるこうした取組が必要である、あるいは事業者を支援する、あるいは生活支援をするこうした直接給付が必要なことは重々分かっておりますけれども、問題はその方法であります。こうしたQRコードによるキャッシュレス決済でしか3,000円分の還元がないということであれば、まずはこうしたキャッシュレスサービスに慣れていない高齢者の方、あるいは低所得者の方、こうしたことに利用することが本当に困難になります。またP a y P a yにつきましても、店舗が加入してなければならないわけですから、そういう点では店舗においても、市民に対しても大変不公平な方策ではないでしょうか。

私はお隣の御所市、あるいは大和高田市などにおきましては、地域振興券という形で全ての市民1人当たり幾らという形で地域振興券を配布しております。確かに事務経費はかかります。かかりますけれども、全ての市民に公平でありますし、店舗にも公平であります。今回、令和3年度に出てまいりました、この地域の消費活性化事業におきまして、大変不公平なやり方でこうした事業を行うこと、これは税金の投入でありますから、ましてや新型コロナウイルス感染対策で、市民の皆さん全員がなかなか困難な生活を強いられているわけですから、こうしたやり方は、私は市民第一という在り方に反しているのではないかと思います。

以上、2つの点におきまして、令和3年度葛城市一般会計予算の議決には反対いたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 議第32号、令和3年度葛城市一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

令和3年度の予算においては、令和2年10月に阿古市長の2期目就任後初めての予算となり、予算編成に当たっては、1期目に引き続き「市民第一のまちづくり」、「子育てしやすいまち」を全面的に押し出された予算でございます。主な事業といたしましては、産後ケア事業や新庄小学校区学童保育所施設整備を実施する放課後児童育成事業、民間小規模保育所を募集する小規模保育所改修費等助成事業、G I G Aスクール構想によるI C T支援員の増員を含む学校情報化推進事業、徘徊高齢者等の事故による賠償責任保険を市が加入する徘徊高齢者等賠償責任保険事業など、子育て世代の増加を重点的に配慮した、また高齢者にも配慮した予算となっております。また、公共交通無償化事業、新型コロナウイルスワクチン接種

に関わる事業、給食費助成事業等、昨年度に引き続き地方創生臨時交付金の諸事業も予算計上されております。阿古市長の公約である日本一より市民第一の目線で、これからの事業の執行に当たりましては、職員皆さんが一丸となって全力を尽くしていただくのはもちろんのこと、議会との協議を重ねていただき実行していただくことをお願いいたします。

最後に、この予算特別委員会では長時間にわたり委員の皆様からお声、要望、改善点など、いろいろ出てまいりました。長時間ちゃんと慎重審議やらせていただきましたので、理事者の皆さん、耳傾けていただいて、少しでも反映していただいて、市民サービス向上に努めていただくよう強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

以上でございます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 議第32号、令和3年度葛城市一般会計予算について、反対の立場で討論させていただきます。

今回、予算特別委員会にて、私は修正案を提出させていただきました。残念ながら議員の皆様のご賛同を得ることができなかったわけですが、その部分の修正がなされていない原案には賛成できないという立場でございます。

まず前提といたしまして、私は全ての予算に対して反対というわけではございません。この令和3年度当初予算に関しては、新型コロナウイルス感染症対策や子育て支援関係など、重要な事業が組み込まれた予算であり、速やかな執行が必要であることは十分に承知しております。所属する会派、青雲会においても賛成すべきとの意見が多数であり、私が委員会で指摘した部分について、少しでも理事者側から前向きな答弁がいただけたのであれば、賛成するつもりでございました。しかしながら、その部分に対する予算特別委員会での答弁に全く納得がいかなかったため、会派内で今回の賛否はおのおの議員の判断に任せるとご調整いただくなど、苦渋の選択による反対でございます。

私が修正を求めたのは、市長の諮問機関である市政検討委員会委員報酬費に関する予算でございます。これまでこの委員会については、以前よりほかの議員の方からも厳しい意見が寄せられてまいりました。私自身は、これまで市政検討委員会には大きな期待を持っておりました。実際に分析、検証、精査が必要な事業を一般質問や委員会の場で指摘し、市政検討委員会における問題の提起などにも注視してまいりました。しかし、最近の市政検討委員会は設立当初より委員数も減らされており、主な議題は地方創生関係交付金事業の効果測定、評価でございます。地方創生事業は既に評価する全ての事業が終了しており、判定を踏まえた今後の方向性も、KPIのフォローアップのみでございます。その間、市政に影響を及ぼす新たに判明した事実が示されても、問題に対する提起がされることはありませんでした。

当然、市長の諮問機関である以上、市長からの諮問がなければ独自に動くこともできません。昨年の決算特別委員会では、予算に対して開催状況の少なさが指摘されましたが、令和3年度は大きく減額もされ、市長施政方針の重要項目からも消えております。本来、この市政検討委員会は、阿古市長の掲げる利権政治からの脱却を実現する上でも重要な第三者

機関であるはずで。しかし、2期目においても利権政治からの脱却と公約に掲げながら、行政の常識では考えられない契約について検証を求められても、予算特別委員会ではそのときそのときの判断がある、こういった答弁でございました。そのような考えでは、必要な事業の分析、検証、精査が始まることはなく、不正の発見や原因究明、再発防止につながる問題点の提起という機能は、今の市政検討委員会には期待できないことになってしまいます。公約に掲げ、期待を持たせながら、実際にはやらないというのでは困ります。議会は市長の追認機関ではありません。その在り方に納得がいかない限り、たとえ少額の予算でも認めることはできない。これが私の立場でございます。

また、これは計上されていないため、修正案を出すことができませんでしたが、公共施設マネジメントに関する予算においても、私は問題があると考えています。この部分についても、今回初めてお伝えするのではなく、これまであらゆる場面で提言してまいりましたが、的を射た答弁は得られておりません。また、長寿命化のみで、本当に必要な集約化や複合化については議論にも上っておりません。問題を先送りするばかりでは、いずれ行き詰まってしまう。そのように私は心配するわけでございます。市長答弁で活用するとしていた地方債も、期限が令和3年度末にもかかわらず当初予算での計上はございませんでした。この地方債の期限は平成29年度から令和3年度の5年間でございます。その間、一体何をしてきたのかと、このような思いも持っております。公共施設マネジメントに使用できる財源が豊かにあるのであれば、私は今ある全ての施設を維持すればいいと思います。しかし、それでは財政がもたないことは、計画においてかなり以前から指摘を受けているわけでございます。これまでの答弁とのずれ、計画とのずれが修正されていない予算には首をかしげざるを得ないと、このように思っております。

最後に、予算の執行管理についても意見を述べさせていただきたいと思っております。

議会において、予算は承認するのではなく議決、つまり決めているのでございます。議決された予算の説明責任は議会にあり、市長には執行責任がございまして。予算が可決されれば、速やかに執行することは当然であります。この際、一般論としてお伝えいたしますが、予算特別委員会や本会議のみ議員からの厳しい質問に耐え、一旦予算がついてしまえば、その後は時間管理を行わない。その結果、事業完了が年度内に間に合わず繰り越すというのでは困ります。個人的な感覚で申し訳ございませんが、議員として4年目を迎え、初めて当初予算に反対することの重さを痛感しながら、執行管理に疑問を感じていることも意見として申し添え、私の反対討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

3番、吉村始君。

吉村始議員 私は議第32号、令和3年度葛城市一般会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

今の梨本議員の討論を伺っていましたところ、市政検討委員会については費用をかけて設置しているのに、その機能を十分に果たしていないではないか。また、これも梨本議員が前から主張しておられた公共施設マネジメント関係の予算づけが遅れているのではないかとの指摘がありました。私も同じ会派、青雲会の議員として、これらの意見に共感するものであ

りますけれども、今年度の一般会計予算は新型コロナウイルス感染症対策や子育て支援関連、そしてまた災害に強い安心・安全なまちづくりなど、葛城市にとっていずれも喫緊の課題である諸事業が組み込まれた予算となっており、速やかな執行が必要と考えます。

今年度、一般会計予算の主立った事業としましては、新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金を活用した事業では、国の第3次補正予算による前年度からの繰越事業も含めまして、感染予防や経済対策に配慮した事業、例えば新型コロナウイルスワクチン接種関係の各種事業や、キャッシュレス決済による市内消費活性化事業、給食費助成事業などの予算が計上されております。子育て支援の関係事業としては、待機児童の解消に向けた諸事業や産後ケア事業、小・中学校にICT支援員の増員、また感染症予防対策支援員の配置など、いずれも市民ニーズに対応した諸事業が予定されています。これらの事業を盛り込んだ上で、今年度の一般会計予算額は157億2,000万円となり、前年度より10億円以上の減額となっております。これにつきましては、行政、職員の皆様のご努力と評価いたします。本予算につきましては、これまでも市長がおっしゃっていた「市民第一の住みよいまちづくり」、また、「安心・安全なまちづくり」により、にぎわいのある活気あるまちの実現を目指そうという意志を感じるものであります。

以上のことから、厳しい財政状況ではありますが、今後におきましても行政には市民ニーズを的確に把握をしていただき、職員の皆様の創意工夫で歳出を抑えながらも効果的な事業を推進していただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第32号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

西川議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議第33号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 議第33号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について、反対する立場から討論いたします。

本予算は先ほど可決されました葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することにおいて引き上げられました、葛城市の国民健康保険税に基づく予算となっております。葛城市の国

民健康保険は、奈良県の国民健康保険制度県単位化に参加するまでは、国民健康保険特別会計に財政調整基金と言えるほどの基金はありませんでした。当時は法定外繰入を一般会計より繰り入れたために、必要がなかったのであります。ところが、県単位化によって一般会計から法定外繰入が禁止されることになりました。その結果、毎年平均1億4,000万円を一般会計から繰り入れてたわけで、その財源が浮くことになりました。私はこの繰入れが禁止になることによって浮いた財源で、葛城市民の医療福祉のためにしっかり使うべきだということを当時意見しておりました。また、国民健康保険特別会計に、葛城市におきましては財政調整基金が全くないという状態なので、そこを、国民健康保険特別会計基盤を強化するために、法定外繰入のそうした禁止によって浮いた分を基金に積み立てることを意見してまいりました。その結果、18歳までの医療費助成が実現したわけでありまして、国民健康保険特別会計の安定のために、財政調整基金に1億円が積み上げられるということになりました。

その財政調整基金が奈良県国民健康保険県単位化に移行してからこの3年間で、この令和2年度決算見込みにおきまして更に1億円積み上がって、約2億円となる見込みであります。これはこの間、コロナ禍で受診抑制が起きておりますし、インフルエンザの流行もありませんでしたので、医療給付見込みが少なくなっていると。そのために余剰金が生まれたものと考えられます。この財政調整基金を取り崩して国保の引上げを行わない、そのことをさきの条例審議で私は求めたわけでありましてけれども、少なくとも均等割額減免などに使えるはずであります。国民健康保険では、所得の発生しない赤ちゃん、あるいは児童・生徒まで国民健康保険税の課税対象者となっております。協会けんぽや組合健保、共済組合などでは、所得の発生しない子どもなどは扶養家族として保険料はかけられておりません。この国民健康保険税における子どもに対する均等割額というのは全く道理のない、まさに人頭税ともいべき税徴収であります。

日本共産党は国民健康保険の基盤安定のために、公費の投入による国民健康保険税負担を協会けんぽ並みに引き下げること、そのためには子どもの均等割の廃止を求めてまいりました。今、全国の地方自治体では独自に子どもの均等割を減免する市町村が増加しております。2019年時点で27の地方自治体、人口1万人以下から100万人以上の自治体まで、こうした子どもの均等割を減免することを実施しております。全国知事会などでも政府に繰り返し要望しているところであります。

さて、今国会には、政府は全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案を上程しております。この法案の中には、政府が子どもの均等割につきまして、未就学児に限り均等割額の5割を公費で軽減することが1つの改正内容となっております。公費負担割合は国が2分の1、県と市が4分の1、施行時期は令和4年4月としております。ついに国が子どもの均等割について、未就学児を対象とはいえ、国が半分公費負担するということをついに言明したわけでありまして。私は、世論が国を動かしたと考えております。私は、葛城市におきましては5割と言わず全額、18歳までの子どもの均等割額を免除すべきだと考えます。葛城市にはその財源があるわけでありまして。葛城市の国民健康保険に加入している世帯の18歳までの被保険者は約1,000人でありまして。葛城市の国民健康保

険の子どもの均等割額は3万2,500円でありますから、全額免除しても最大3,300万円までで済むわけであります。先ほど紹介した財政調整基金、この3年間で1億円の余剰金が出ていくわけでありますから、財源はあるわけであります。更に言えば、こうした18歳までの被保険者のいる世帯は法定減免を受けている世帯も数多くあると思いますから、実際には3,000万円の必要はないと考えますし、政府のそうした取組もあるわけですから、次年度についてはもっと軽減されると考えます。

市町村自治体は、最も住民に近い基礎自治体であります。きめ細かな住民サービスを工夫することが、基礎自治体の役割ではないでしょうか。国や県の指針に従えばいいというものではないと考えます。葛城市が魅力のある子育てを応援する自治体であるためには、子どもの均等割について国並みではなく、葛城市独自の施策を実施すべきだと私は考えます。

以上の理由をもちまして、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計予算に反対いたします。そうした工夫が見られてないということで、反対いたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 議第33号、令和3年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は国民皆保険制度の最後のとりでとも言われ、地域住民の健康の保持増進に重要な役割を果たしています。しかしながら国民健康保険の現状は、被保険者の高齢化や被用者保険等に比較して所得水準が低いことなど、特有の構造的問題により財政的に厳しい運営状況でありました。持続可能な制度を構築するために、県は市町村とともに国民健康保険制度の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を担っています。そして、国民健康保険制度を支えるために、県下の保険料負担が公平になるよう市町村が納める国民健康保険事業費納付金を決定し、市町村が保険給付に必要な費用については保険給付費等交付金として全額交付する仕組みが設けられました。

令和3年度の予算においては、令和6年度の奈良県下での保険料率統一に向けて、段階的な引上げが必要となっている国民健康保険税について、引き続いて奈良県と協議し、激変緩和措置を活用した保険料方針に基づき、国民健康保険事業費納付金に必要な額を確保するための努力がなされております。

また、保健事業におきましては生活習慣病の早期発見、重症化予防により医療費の増加に歯止めをかけるよう、特定健康診査等事業では受診勧奨や節目年齢対象者への無料クーポン券交付による一部負担金の助成を継続実施し、受診率のより一層の向上と糖尿病性腎症重症化予防プログラムを中心とした保健指導事業の充実を図り、被保険者の方々の健康の保持増進に努めるための事業費が確保されています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により所得減少による税収の減少が見込まれる等、先行きが見通せない状況の中で、財政調整基金を活用して事業に要する費用を確保された予算となっております。

葛城市の被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、今後も奈良県と十分に協議、連携し、より一層の経営努力を重ねられることを望み、賛成討論といたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第33号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

西川議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議第34号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 議第34号、令和3年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について、反対する立場から討論いたします。

これも先ほど可決されました第8期介護事業計画に基づく介護保険料基準月額の上げに基づく介護保険特別会計予算となっております。介護保険事業は公費負担が5割、被保険者負担が5割となっているため、高齢者の増加による介護給付金の増加に伴い、公費及び被保険者負担が増加する仕組みとなっております。負担を抑えようとするれば、介護給付サービスを抑えるということになります。ここに大きな問題があることは、先ほどの条例審議でも述べたところであります。今回の令和3年度葛城市介護保険特別会計におきましては、介護保険料を引き上げる一方で介護給付サービスを切り下げている、そうした予算計上があります。

それは紙おむつの支給対象者の絞り込みであります。地域支援事業費の包括的支援事業の任意事業として、要介護認定2以上で常時失禁のある方を対象に、所得制限を設けることなく、申請により葛城市では紙おむつを支給してまいりました。ところが、令和3年4月から、対象者を国の基準に合わせて要介護認定4以上、住民税非課税世帯に限るという変更をすることを行うわけでありまして。そのために、紙おむつの支給をこれまで受けた方で、支給対象から外れる方のお宅に支給できなくなる旨の通知文が送付されているわけでありましてけれども、こうした紙おむつの支給を突然打ち切られる方々からは、大変大きな憤りの声が上がっております。

このことはさきの予算特別委員会でも、私だけでなくほかの方々もそうした市民の声を紹介されました。では、紙おむつ支給に関わる令和3年度の予算が令和2年度の予算と比較して減額となっているかということ、そうではないのであります。むしろ増額になっております。紙おむつの支給対象を減らしておるのに、令和3年度の家族介護用品支給事業予算は1,155万円、昨年度は1,013万2,000円ですから、約142万円の増額になっております。増額になっ

た理由については予算特別委員会で説明がありました。したがって、今年度どおり紙おむつを出そうと思えば可能な予算になっております。そうであれば、これまでどおり支給者にも支給するべきではないかと私は考えます。突然支給を打ち切るということは、市民の生活上の見通しを突然変えるということでもありますから、これは本当に市民感情を逆なでするような行為であります。市長が掲げる市民第一の看板が、私は泣くと思います。少なくとも経過措置を、こうした激変を行うときは行政が取るのは当然であります。ところが、そうしたこともなしにこうしたことを行うというのは、私は本当に納得できません。高齢者はほんま、泣いてる方もいるんですよ、これで。これについては到底納得できませんので、令和3年度葛城市介護保険特別会計予算については、反対いたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 議第34号、令和3年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

葛城市の高齢化率は奈良県平均と比較して依然低い割合を維持しているものの、全国平均とほぼ同じ水準に迫る勢いで上昇しており、高齢化率が27.5%を超え、要介護認定率においても19%に達する見込みであり、高齢者を取り巻く環境は厳しい状況にあります。今回策定された第8期介護保険事業計画では、社会情勢や制度改正に対応し、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護予防・地域づくりの推進、介護現場の革新に取り組み、地域共生社会の実現を目指すことに対応した策定が求められるものであったと思います。前期に引き続き、介護保険料は年々増加する介護給付費、介護報酬改定の影響などでやむなく値上げされましたが、第7期からは繰り越された準備基金の取崩しにより、改定幅を極力抑える努力をしていただいたことは評価させていただきます。また、地域支援事業における自立支援・重度化防止に向けた介護予防・日常生活支援総合事業や、認知症の方やその家族を支援する認知症予防推進事業を幅広く展開されることで、介護保険事業の持続性を確保していくとともに、葛城市の実情に即した高齢者施策を図ろうとすることは評価に値するものであります。初年度であります第8期介護保険事業計画の施策推進に努めていただき、高齢者を支える体制づくりへの取組にご尽力いただくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第34号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

西川議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議第35号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第35号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議第36号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第36号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

日程第28、議第37号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第37号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

日程第29、議第38号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 議第38号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度におきましては、国民健康保険制度や介護保険制度と異なり、保険料の決定等につきましては葛城市議会の関与するところではありません。奈良県の全市町村が

加入する奈良県後期高齢者医療広域連合によって、保険料が条例として決定されていきます。特別会計の歳入の原資となる保険事業の負担割合は、公費が約5割、後期高齢者医療保険の被保険者が1割、組合健保や国保、共済組合などの医療保険の被保険者による支援金分が約4割となっております。先ほど来から申し上げてます国民健康保険制度における子どもの均等割額の中に、この後期高齢者医療保険への支援金分が、令和3年度は8,300円に上ります。つまり、所得の発生しない子どもにかけられる国民健康保険税の一部が、この後期高齢者医療保険の支援金分として回っているわけであります。こうしたことも、非常に不条理なことであると考えます。後期高齢者医療制度が発足する以前は、所得の低い高齢者の方は、お子さんが会社勤めなどをされている場合は、扶養家族としてお子さんの健康保険に加入されて、まさに保険料の支払いはなかったのであります。ところが、後期高齢者医療制度によりまして、75歳以上の高齢者だけを囲い込むような差別的な医療制度が出来上がりました。さらに今国会で上程されております、先ほど紹介いたしました全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案におきましては、令和4年4月から後期高齢者医療制度の被保険者におきまして、一部の高額所得者を除き医療窓口負担が1割であったものを、これが課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上の被保険者は2割とするという法案の内容となっております。後期高齢者によっては受診を抑制せざるを得ないような改悪になっております。現在の後期高齢者医療制度では、安心した老後を過ごせるとは思えません。

以上の理由をもちまして本案に反対いたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

7番、内野悦子君。

内野議員 議第38号、令和3年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、平成18年度決定された医療制度改革の1つの柱である超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を実施するために、高齢者の方が安心して医療を受けられる仕組みとして平成20年度より開始をされた制度であります。奈良県内市町村で構成する奈良県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、奈良県全域の医療水準に対応した保険料を定め、給付を行っております。令和3年度予算は、歳入歳出総額5億810万円となっており、前年度より1,000万円の増額となっております。主な要因は、広域連合納付金の支出が増えたもので、被保険者の増加が起因することとあります。今後、ますます高齢化が進む中、財政運営を十分に勘案し、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な制度となるために編成された予算であると評価をいたします。今後とも、奈良県後期高齢者医療広域連合と情報交換など緊密に連携を図りつつ、被保険者の実態の把握に努め、より適切な業務遂行を図り、安定した制度として継続できることを期待いたしまして、本予算の賛成討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第38号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

西川議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

日程第30、議第39号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第39号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

日程第31、議第40号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第40号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、発議第1号、葛城市議会会議規則の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

11番、西井覚君。

西井議員 ただいま議題となっております発議第1号、葛城市議会会議規則の一部を改正することについて、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たって、制約要因の解消に資するために、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護などを明文化するとともに、出産につ

いて、産前・産後の期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名、押印の見直しを行うために、葛城市議会会議規則の一部を改正するものであります。なお、施行日につきましては公布の日から施行するものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。議員皆様方の賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

西川議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、発議第1号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開時間につきましては追って報告、連絡をいたします。

休 憩 午後2時26分

再 開 午後3時00分

(岡本議員退席)

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど下村議員から、「旧町時代における未処理金調査特別委員会」の調査報告に係る今後の適正な処理に関する事項の履行及び不正な行為についての調査の徹底を求める決議について、議員提出議案が提出されたことを受けまして、休憩中に議会運営委員会を開催願い、決議案の審議方法について協議いただいておりますので、その会議概要について議会運営委員長より報告を願います。

11番、西井覚君。

西井議会運営委員長 先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、議員提出議案として提出されました決議案の審議方法について協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

本決議案につきましては、この後日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とし、提出者からの提案説明の後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決を行います。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

西川議長 お諮りいたします。

本決議案の審議方法については、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、審議方法については議会運営委員長の報告のとおり行うことにいたします。

追加日程第1、発議第2号、「旧町時代における未処理金調査特別委員会」の調査報告に係る今後の適正な処理に関する事項の履行及び不正な行為についての調査の徹底を求める決議についてを議題といたします。

本件につき、提出者の内容説明を求めます。

14番、下村正樹君。

下村議員 ただいま議案となっております発議第2号、「旧町時代における未処理金調査特別委員会」の調査報告に係る今後の適正な処理に関する事項の履行及び不正な行為についての調査の徹底を求める決議について、提案理由の説明をさせていただきます。

旧町時代における未処理金調査特別委員会は平成30年2月に設置され、令和2年9月までの2年7か月の間、市議会が百条委員会として、旧新庄町時代からの未処理金である約1億8,000万円に関して調査いたしました。調査報告では、未処理金は葛城市に帰属する金銭であると認定したので、そこから逸脱した金銭については回収すべきと、葛城市が今後実施する必要がある適正な処理について示されております。しかし、調査報告から6か月経過した現在においても、いまだ当該金銭について回収されておられません。また、未処理金の管理体制が変わるときや私的に支出されたときに、公文書の偽造や公印の不正使用等、不正な行為がなされたことも判明いたしました。これら不正行為についても、葛城市としての調査は進んでおりません。

以上のことから葛城市に対し、調査報告書に基づきやるべきことを速やかに実施していただくとともに、未処理金から私的に支出された金銭505万8,000円の返還を求めること、調査の過程で判明した不正行為について、徹底的に真相解明すること、未処理金を管理していた通帳と口座登録印を回収することの3点については、特に早急に対応していただくことを強く要望するものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

(奥本議員退席)

西川議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 それでは、3点ほど確認させていただきたいと思います。

まず、最後の要望のページなんですけれども、未処理金から私的にという部分の後段の部分なんですけれども、「少なくとも岡本吉司氏に返還を求める」というふうに記載がございます。この「少なくとも」というところは非常に曖昧な言葉が使われているわけでございますが、これは何か、「少なくとも」という言葉にはどういったものが含まれているのかということをもまず1点目、教えていただきたいと思います。

2点目は前ページの最後の段落、「以上のことから」というところでございます。『以上のことから、「旧町時代における未処理金調査特別委員会」の調査報告書を再度確認していただき、葛城市としてもやるべきことをすみやかに実施していただく』というふうでございます。この「再度確認」というところなんですけれども、「やるべきことをすみやかに」というところが、ここも少し曖昧になっておりますので、このところをもう少し詳細に教えていただけますでしょうか。

3点目です。今回、この百条委員会において偽証罪の告発が行われたわけなんですけれども、実際この偽証告発は不起訴処分とされ、嫌疑不十分であるというふうな告示がされたというふうに聞いております。今議会の本日の冒頭、議長からもそのような不起訴処分であるという報告がございましたが、一昨日の議員全員協議会においては、極めて嫌疑なしに近い嫌疑不十分であると、こういうふうに聞いてるわけでございます。

不起訴処分と一概に言いまして、嫌疑なしは真っ白なわけでございますけれども、嫌疑不十分ということは、少なくとも起訴猶予であればこれは黒だと、起訴されないまでも、基本的には罪があったということが言えるわけなんですけれども、嫌疑不十分の場合は、非常に市議会がその嫌疑不十分のままさんな告発を行ったということを、これは司法に明らかにされたと言いますか、私はここは非常に問題ではないかなというふうに思っているわけです。そういった協議会があった後に、僅か2日後にこういった決議が出されるということに対して非常に、なぜこの時期なのかと、そういった検証が全く行われないうまにこの時期に行われているということに、少し疑念といたしますか、疑問を持っております。そのことをもう少しご説明いただきたいと思います。

以上3点、お願いいたします。

西川議長 14番、下村正樹君。

下村議員 急な質問なので、私、はっきりと答えられるかどうかは分かりませんが。

まず1つ、1番目です。地権者は誰なのかということでしたか。ちょっともう一度。

梨本議員 「少なくとも」ということは、岡本議員以外に誰か想定されてるのかという質問です。

下村議員 「少なくとも」という言葉が、岡本氏以外に想定してるかという、そういうあれですね。

私は岡本氏ということで、岡本氏だけに、「少なくとも」というのは岡本氏ということで私は想定してますけれども、いろんな取り方はあると思うんですけれども、私自体は岡本氏とい

うことで想定しております。

次に、未処理で印鑑を作ったということですか、2つ目の質問というのは。

西川議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時11分

再 開 午後3時21分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 では再度、先ほどの質問を繰り返して、できるだけ分かりやすくお伝えさせていただきたいと思います。

最後のページなんですけれども、1番のところに、「未処理金から私的に支出された」と始まっているところの一番最後の部分です。「少なくとも岡本吉司氏に返還を求めるとともに」というふうに書いてございます。この「少なくとも」という表現は非常に曖昧でございますので、これは誰かほかの人物を想定しているのか、この「少なくとも」に込められている意味を少し、詳細に教えていただけますでしょうか。

2つ目は、その1つ前のページに戻っていただきまして、最後の段落でございます。「以上のことから」というところで始まりますが、「調査報告書を再度確認していただき、葛城市としてやるべきことをすみやかに実施していただく」と、このように記載がございました。当然、理事者側もこの調査特別委員会の調査報告書は既に確認していることと思うんですが、それを再度確認しろと、そしてやることをやれというふうに言っているわけでございます。その辺、どこの部分を再度確認してもらいたいのか、またやるべきことというのはどういうことであって、それを指しているのかということをお教えいただけますでしょうか。

3点目は、これは、この百条委員会において偽証罪の告発がされたわけです。その点に関しましては、今回の決議に関する内容とは少しずれている部分かもしれませんが、全般にわたって岡本氏の発言に対する問題というのは、委員会の中でもいろんな委員の方から取り上げられておりました。その中で、ここに関しては偽証であるだろうというような刑事告発が百条委員会のほうから上げられまして、議会の議決をもって検察に刑事告発されたわけです。

しかしながら、検察においては不起訴処分、単なる不起訴処分といいますが、この不起訴処分には嫌疑なし、これは真つ白なんですけれども、それ以外に嫌疑不十分、そして起訴猶予という処分がございました。この間の議会全員協議会の場で事務局から教えていただきましたところ、限りなく嫌疑なしに近い嫌疑不十分というようなことを聞きました。ということは、実際にその百条委員会の中でいろいろな報告をまとめる中にも、もしかすると告発するに当たって証拠の積み上げ、証言の積み上げの中にずさんな点があったのではないかと、いうことを私は心配しているわけでございます。そのことを司法から指摘されて、指摘といいますが、司法の場でそういうふうに分らなくなっているというふうなことを考えるわけでございますが、そういったことの整理がなされないままに、さらにこの同じ告発をもって、同じ報告書をもって再度行政に決議してやってくださいというようなことは、なぜこの時期なのかなと。そういったきちっとした検証が行われた後に再度ということであれば、私も理解できる

んですけれども、この時期にもう一度そういうことを、議会全員協議会が一昨日にありましたので、その2日後に、私も整理できないままにこの決議文が出てきたこの時期に対して、今まであるということ、なぜなのかなという単純な疑問で、教えていただきたいということで質問いたしております。よろしく願いいたします。

西川議長 下村議員。

下村議員 議事録も眺めながら結論を出したいので、ちょっと休憩をお願いしたいんですけれども、無理でしょうか。

西川議長 再度暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時26分

再 開 午後3時45分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの梨本議員の質疑に対する提案者の答弁を求めます。

14番、下村正樹議員。

下村議員 先ほど申しましたけども、この発議第2号につきましては、ちょっと確定的なことがあまりないままに、いろんな情報を基に決議を作成したということでもありますので、質問されても、はっきりとこれはこうですというような答え方ができない場合があるんですけれども、当時お金を管理していたのが岡本議員であるということであるから、岡本議員に対して調査をしようというような話が出てきたわけなんですけれども、最終的にこの旧町時代における未処理金調査特別委員会の適正な今後の対応の仕方というのを、もう少し時間をいただいたら私もやりやすいと思うんですけれども。

議長、どうですやろう。これ今、はっきりとした結論と申しますか、先ほど梨本議員が質問されましたけれども、それはこうですというような答えがちょっと出せないところがあるので。どうですやろう、今、これ、質問されたことに全て答えられるというような私の状態じゃないということ、ちょっと議長にもお願いしながら、どうですやろう。

西川議長 論点を整理をしないと、3つ言うてはるだけやから。

下村議員 その3つが、3つの答えというのがこうですというようなことを言ってしまうわけにもいかないなと思ひまして。

西川議長 賛同してはる方にも、提案者、求めますか。賛同してはる方に説明を、答弁をしてもらうのを託してもよろしいんですか。賛同してはる方、おられますでしょう。その方に答弁を答えてもろうても、提案者としてはよろしいんですか。

下村議員 結構でございます。

西川議長 らしいので、賛同者の方、どなたか梨本議員の質問に答えられますか。

11番、西井覚君。

西井議員 代わりに答えさせていただきます。

「少なくとも岡本吉司氏に返還を求める」と、曖昧な言葉と言われれば曖昧かもしれませんが、これ、本来地権者の支払いに500万円の中に入っていると。ところが、制度からいきやあ農地の、農道はただやという形の中で、ただ、その辺の中を調べてくださいという意味

合いで、「少なくとも」という言い回しをさせてもろうてだけでございます。

また、2ページの「以上のことから、旧町時代における未処理金」、「やるべきことをすみやかに実施していただくとともに」と、これも言い回し上、このようにさせてもろうてますが、いろんな状況を百条委員会でまとめているから、そのまとめの中の話の中で、きちっとそれを確認した上に、きちっとやってくれという意味合いの中で、こういう言葉を使わせてもらっておると私は認識しております。

それともう1点、百条委員会の中で告発、議会としては告発できる部分は偽証しかない。これを提案させてもろうて部分と偽証の部分とは、話は別でございます。せやから、偽証罪は検察庁の結果が出てると。せやけど、これについては結果が出てないから調べてもらいたい。それとこれとをだんごにされては困りますなと私は思っております。

以上です。

西川議長 梨本議員。

梨本議員 ありがとうございます。では、今の質問を受けて再度質問させていただきたいんですけども、1点目の「少なくとも」という部分です。これに関しては、岡本氏のおっしゃっていることと、そのほかに証言された方の言っていることの食い違いがあるわけです。私は「少なくとも」というふうに書いている以上は、そういったことも含めたことなのかなというふうに考えてたんですが、そこだけもう一度、はっきりとお答えいただけますでしょうか。1点目はそれです。

2点目、「再度確認していただき」というところなんですけれども、私はこの調査報告書においても、再度というところは、司法の判断も受けた上で何らかの、もう一度行政内でそのことも含めた調査を依頼するのかなというふうに思ったわけでございます。ですからその点、そうなのか、そうではないのかという、そういった話だけで結構ですので、この「再度」の意味はそうではないということであればそれで結構ですし、もう一度その点お答えいただけますでしょうか。

3つ目の偽証罪の件、それはこれとは関係ないということは当然でございます。私もそのことをもって言うつもりはございませんが、ただ、地方自治法100条に基づく偽証告発というのは、これは刑事処分を前提としているわけですから、十分な根拠と法的な裏づけが必要不可欠だと言われてるわけですよ。そこに対して、根拠と法的な裏づけが、司法はないと言ってるわけですよ。だから不起訴処分の嫌疑不十分で戻ってきてるわけでしょう。ということは、岡本証人が話されたことに対して、基本的に偽証に当たる部分があるんじゃないかといったところも含めて、もう一度きちっと整理していかないといけないと私は思っているんです。にもかかわらず、そういったことの整理も行わないままに、早急にこういった決議をもう一度、それが理事者側がもうやらないと、私が今日一般会計、反対しましたけれども、やらないと言われてたら、それはあかんやろうと私も言います。でも、少なくともある程度前向きにやらせていただくというふうな話で、前回の協議会あったものですから、にもかかわらず、なぜ今日このような決議が必要なのかなと。なぜこの時期にこの決議が必要なのかなということを質問させてもらっているわけです。その点が今の賛同された西井議員のお話で

もちよつと分かりづらかったので、もう一度提案者にご説明いただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

西川議長 提案者は賛同者に答弁をしていただいてええんですか。立って言うてください。賛同者に答弁してもらおうと言うてください。

下村委員。

下村議員 西井議員が賛同者ということで、西井議員が意見をちよつと述べたいということなので、西井議員に意見を述べさせていただきたいと思ひます。

西川議長 11番、西井覚君。

西井議員 今、梨本議員の質問に答える中で、百条委員会でも議論させてもろうた中で、偽証に当たるやろうということで、偽証に大多数の方が賛同された。ただ、検察庁の答えがそのような答えやから、どちらが正しいかと、こんなんひよこが先か卵が先かの議論になってしまう。ただ、我々は議員としての結論の中で、執行してない部分についてはちゃんと調べてくださいと。これは市側に申入れしてあるやつで、市側に申入れしたのと、検察庁に申入れしてるのと、これ、検察庁の見解は、こんなん白に近いやろうと、こっちもちゃんと調べやんかいと、こんなん、だんご理屈として、私自身は取り入れる必要がないんじゃないかと思ってるぐらいです。また先ほどの「少なくとも」という表現も含めて、いろんな表現の中で、その中で、市側はその調査結果の中でその一言、いろんな形の中で調べた結果がこうやったという結論を出してもらいたいというので、このような大きく解釈を感じるような表現をさせてもらっております。

それぐらいでしたか、梨本議員。

西川議長 答えてんやったら。

西井議員 ほな、2点についてはそういうふうな、市側としてはこのまま放っておくわけにいかん部分は、市もその百条委員会の結果も含めて、それも読んだ上にいろいろなことを調べた中で、それなりの処置をして早くしてくださいいう、せやから、百条委員会の結論自体が間違っているかと、検察庁の判断が絶対正しいんかと言わんがばかりの発言自体は、ちよつとそういう考え方自体はおかしいと思ひます。

西川議長 いや、「少なくとも」という、「少なくとも」岡本議員と言うてるのは何でやと聞いてはるさかいに。

西井議員 これは先ほど答弁しました。「少なくとも」岡本議員というのは、岡本議員が支払いしたお金の中で、岡本議員の裁量権の中で返却を求めるかどうかについては、岡本議員が考えはったらいんじゃないかいう意味合いの中で、「少なくとも」と入ってると思ひます。管理してはったんは岡本議員です。ほんで、支払いしはったんも岡本議員やったら、岡本議員自身が使うたお金は、農道のお金でも使うてるから、その分については、支払いしたらあかんやつを使うたんやったら、岡本議員がその判断をされたらいいのと違うかいう、余裕を持った形の、いろんな面で余裕を持った形で「少なくとも」という文章になってるわけでございます。

西川議長 梨本議員。

梨本議員 ちょっと整理が分かりにくかったの。ということは今の西井議員の説明を聞くと、少なくとも岡本議員が考えてやったらええがなということで、今おっしゃられたと思うので。じゃあ、ここに込められた意味は、岡本議員も含めた関係者がこれを払えということでよろしいでしょうか。

西川議長 そういうことですやろう。

梨本議員 そういうことですね。そう言っていただけたら、それで結構です。

2つ目、この「再度」というところ、ちょっとここも分かりにくかったんですけども、これはそんな深い意味で書いてるわけではないという解釈でいいですか。私は、ここの「再度」と使われている以上は、私は理事者側はしっかりと確認するのが当たり前やと思ってるわけです。それをもう一回「再度」と言ってる以上は、何か今回の刑事告発の結果を受けたことも踏まえて、もう一回調査報告書も含めて、もう一回行政内でしっかりと検証したらええがなと、こういう意図を含んでるのかなと。私が質問して、私が答え言ってる。でも、そういうことも含めてだと理解させていただきます。

偽証罪の件についても、これはもうおっしゃられるように関係ない話だというのは重々承知してますが、少なくとも本当に、この百条調査権というのは政争の具に用いてはいけないであるとか、関係する方々の基本的人権を損なわないというところは大前提だと思いますので、そういったところも踏まえて偽証罪という告発に至ったと思いますので、その辺も含めて、何度も何度もこういった場で岡本議員の名前が出てしまうのは、私はどうなのかなという思いもあって、少なくとも前回の協議会の中で、行政側のほうで進めていくというようなことを聞かせていただいておりますので、じゃあなぜ今この議会の本会議のときにこういった決議が出てくるのかという時期を聞きたかっただけのこととさせていただきます。先ほど議長がおっしゃられましたように、出したいときに出したんやと、こういう話であればそれで結構でございます。

以上です。

西川議長 ほかに質疑はありますか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 1点だけ質問させていただきます。

2枚目になるんですか、1、2、3というふうにつけてあるところなんですが、その2番目のところなんです。「未処理金の最終総額の把握のためにも、未処理金を管理していた口座の通帳及び口座登録印鑑の回収を早急に行うこと。」と、現在この議会では議決はいたしましたけども、令和2年度の一般会計の補正予算の中で、この未処理金について雑入で入れております。1億8,185万2,000円と入れてるわけです。これは、その数字に疑いがあるということで書かれているのか、これは下村議員に聞きます。つまり、この数字が違うんだと、だからその確認のためということなのか、ちょっとここは私、理解できないので、このことについて伺います。これは予算に関わることでし、議決したことでもありますので、こうしたことが出てきているということはどういうことなのか、ちょっとその理由について、下村議員にお伺いします。

同じく、口座登録印鑑の回収を早急に行うということですが、この件については百条委員会ですと、弁護士も入れてやってきたところですが、結果として法的にはできないということだったわけですが、このことを、回収を早急に行うというのはどういう形でやられようというふうに判断されたのか、この2点についてお伺いします。

西川議長 どうぞ、下村議員。

下村議員 今の質問、数字も交えてますので、ちょっと事務局とも話して、その後答弁させていただきますけれども、よろしいですか。

西川議長 事務局は関係ないさかいね。

下村議員 そしたら、ちょっと休憩いただけますか。副委員長ともちょっと話。

西川議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時03分

再 開 午後4時05分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

14番、下村正樹君。

下村議員 当時、私が旧町時代における未処理金調査特別委員会の委員長ということでやっておりましたけれども、副委員長の西井副委員長が内容の担当みたいなことをやりましたので、進捗もやりましたので、この件に関して西井副委員長が答弁をするということによろしいでしょうか。

西川議長 11番、西井覚君。

西井議員 先ほどの谷原議員の質問で答えさせていただきます。

なぜ未処理金で作成した新村区長印を回収ということでございますが、これ、現実には505万8,000円の支出の中で、その印鑑もそのお金から支出されてると。また、新村区長印という名前になってるやつを、新村としては証言でも、そういうふうな形になったことを知らない中で、新村区長の判があったというような証言もいただいておりますので、その判こ自体は未処理金から払ったお金やから、一応その判こ自体も505万8,000円に入ってるんやから、一応それも回収させてもらうべきやないかなという意味合いで、ページ2番になっているわけでございます。

もう一つ、何やったかな。

西川議長 せやから、聞いてはるのは口座、口座の通帳及び口座の登録の印鑑の回収ということは、この通帳を返還してるから、これ、確認をしようがないわけで、それと予算が合うてくるのかということ言うてはるから、そこを答えて、こういう書いてあるのはそれを再度確認するがために回収してくれという書いてあるのと違うんかいな。

西井議員 せやから先ほど申し上げてるように、その505万8,000円の中で、その印鑑代も入ってるから、その印鑑も回収して確認してくださいという意味合いで書いてると。ほんで、もっと言えば、当時この印鑑も百条委員会で回収を、一応、提出してくださいという形になったと思うけど、それに、百条委員会に提出もなかったと。その辺も含めて、なぜ提出がないんかいということも、当時、最終的には急いで提言しなければならないということで、そこまでやかま

しく言うてなかったけど、現実には言うてた部分もあるわけです。せやから、それも証拠物件として本来は請求したやつが返ってないというのが事実ですので、やはりそれを回収した中でいろんなことを調べてほしいというお願いで入っているということでございます。

谷原議員 議長、答弁になってませんよ。私が聞いているのは、回収せえというのはやったんだけど、法的にできなかったんだから、百条委員会でも……。

西川議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時09分

再 開 午後4時10分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番、西井覚君。

西井議員 印鑑につきましては、その印鑑も含めて500万円余りに入ってるから、それも回収した上にきちんと調べてくださいというのが要望に入ってるわけでございます。

以上です。

西川議長 谷原一安君。

谷原議員 なかなか前向いて行かないのであれですが、これは百条委員会でもそういうことを議論して、弁護士も交えてこの印鑑について、登録印鑑について回収を諮ったわけですよ。諮って、結局法的にできないということで、印影についてはできるだろうということであったわけですけれども、したがって、今回ここに入ったということは、行政のやり方として協力してくださいというお願いというふうな意味合いだということは分かりました。

それから、未処理金の最終総額の把握のためにも未処理金を管理してた口座の通帳ということですが、ここは、私もこれがどういう形で収められたのか、その通帳の中身が全然確認されずになったのかということは、ちょっとこれはよく分からないところなんです。私の認識では、通帳のコピーもちゃんと取って、それも解約して、それをコピーで扱って、私も閲覧いたしましたし、その分を解約して、その現金を、どういう形か知らないけど振り込まれたのかなというふうに認識してたんですが、ここの部分は、結局百条委員会でもあまり明らかになっていないようなことだったので、ちょっと私も驚いてるんですけども、まだその通帳の中に、例えばお金が残ってるのかどうかということについては、結局百条委員会の中でも確認できてなかったということになるんですね。

西川議長 したけどね。

谷原議員 だから、したんだったら必要ないかなと思うんですけど、でも確定して、だから私ははっきり確定して令和2年度の雑に入ったものだと思ってましたので、この文言が出たから、こんなことを書かれると、百条委員会でも全く確認もせずにお金を取りあえず入れといたんだというふうな書き方になるので、僕、これはちょっと、どうもここら辺のところがよく分からなかったんで、どういう経過でどうなったのかということについてをちょっと確かめたかったです。これだけにしておきます。

西川議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようでしたら、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

8番、川村優子君。

川村議員 私は今回の発議に関しまして、「旧町時代における未処理金調査特別委員会」の調査報告に係る今後の適正な処理に関する事項の履行及び不正な行為についての調査の徹底を求める決議に賛成の立場で、賛同で、賛成者として署名をしております。

そもそもなぜこの決議文が出たかということなんですけれども、これは私も今年度の、令和2年の12月議会の補正予算にこの金額が計上、まず1億8,000万円の金額が計上されていなかったことについて、質疑をいたしました。なぜ入ってないんでしょうかと。旧町時代における未処理金調査特別委員会が終わって、今で半年になりますけれども、その途中の間だったと思います。この金額が入ってないということに対して質疑をしたんですけれども、ご返答がありませんでした。今回も、逆に1億8,000万円が補正予算に、今年度、令和2年度の補正予算、今回の3月議会で審議するところに計上されていたので、金額が計上されていることについて、未処理金というのはこの金額だけではないと思いますというふうな質疑をしたと思います。それに対して理事者のほうは、この場所で明確な答弁はできないというふうに言われましたので、じゃあほかの機会ということで、前回ちょっと記憶に、皆さん新しいですけど、議会全員協議会でこの話をさせていただいたら、返還の請求をしているというふうにご答弁をいただいたんですけれども、非常に市民の皆さんから、この問題についてはずっとお問合せがあります。百条委員会終わったけれども、その後どうなってるのやと。誰からどのように報告があるのかということもちっとも分からない。もう半年たつのに、これを議会は放っておくのかと。議会は何もしないまま、この決議書が今回出された以前に、きちっと理事者に対して、もちろん百条委員会は一定の偽証罪という議会が告発すべき、要するに行動と、それから理事者に求めていくまとめを含めて、百条委員会としての一定の結論を出したと思います。しかし、それに対して何ら動きがない。どこでどんな動きが出るのか、初めてこちらから言ったら、そういった答弁があったわけです。

このことに対して、議会がまずきちっと議会の中で、この話はしとかなないといけないというふうに私自身も思っておりましたので、この決議書が強行的なものであるとか、そういったような意味ではないというふうに私は思い、賛同いたしました。当然、議会として再度、再度という言葉は念つきです。念のためもう一回言いますよということを書いて、再度ということを行いました。しかし、偽証罪という一定の刑事告発の結果が出ました。これは百条

調査権の中の偽証罪についての告発について、一定の法的な判断が出たわけですが、今も梨本議員から質疑がありましたけれども、今回私たちがこの決議を求めている内容は、この偽証罪の内容ではなく、しかしお問いがありました根拠、法的な裏づけと言われましたけれども、この中に係るいろんな、公文書偽造と言っていいのか、私文書偽造と言っていいのか分からないような、何かしら農道の契約について、寄付証書と契約書が2つ現れてたと、このことについて、理事者のほうの調査というのがこの百条委員会の偽証罪の中でしっかり調査されたのか、こんなことも分からないままであります。分からないから、再度念つきで、こんなこととこんなことと調べてくださいねという意味で下村議員は、百条委員会2年7か月もやっている中で、もう一度念つきのためにやられたというふうに思っていますので、当然この内容について分からないままで放ってあるので、私たちは市のほうからもきっちり調べて、確定した1億8,000万円の、今回雑入に入りましたけども、未処理金は500万円の使われた金額も含めたものが未処理金である。それにまつわる印鑑代、印鑑がどうなのかこうなのか、本当に回収せなあかんのか、しなくていいのかと。こういうことがはっきりしてくるわけで、この調査が百条委員会でもうできなくなった。できないから市もできないでしょうということではないというふうな思いもあります。何としてもこのことについてははっきりと市民の人に、500万円は返還を求めたけど、返還できない理由がこうこうこんなことがあるねんということをしっかりと私たちは言うていかないといけません。どうやって説明するんですか。私は少なくとも市民に議会としての役割と、そして行政としての役割をしっかりと届けていかなあかんというふうに思っていますので、今回の発議というのは当然この時期に、私たちが今度改選されるまでにしっかりと市民に報告しないといけない、その思い一心でございます。しっかりと調査をしていただきたい、再度求めていきたいということで、私は大いに賛成させていただきます。

以上です。

西川議長 ほかに討論。

5番、松林謙司君。

松林議員 私は、「旧町時代における未処理金調査特別委員会」の調査報告に係る今後の適正な処理に関する事項の履行及び不正な行為についての調査の徹底を求める決議について、反対の立場で討論をさせていただきます。

2年7か月にわたる未処理金調査特別委員会において、一定の見解、結論が出ました。この部分を私ども議員も、そしてまた行政当局も尊重すべきであると、このように思います。その一定の見解、結論の1つが、「未処理金の受け入れは葛城市に帰属する金銭であるので、葛城市の歳入として受け入れることが適正な処理と思われる。」であります。そして、この未処理金調査特別委員会の一定の見解、結論に従い、本市行政当局はこのことについて精査をして、未処理を葛城市の一般会計歳入に入れました。言わば、2年7か月にわたる未処理金調査特別委員会の一定の見解、結論を行政当局は尊重し、取り上げたということであろうかと、このように思います。また、返還請求につきましては、「未処理金は、本来葛城市に帰属する金銭であるから、そこから逸脱した金銭についても回収すべきであるが、別表にお

いて行方不明」という調査報告に載っるとるんですが、「行方不明と記載した出金については、出金した記録等、確認できる資料が存在せず、残念ながら現実には回収を図ることは出来ない。」とあり、この部分については立証できなかったという、こういうわけであります。

しかし、管理実態に関する事項で述べた6件、出金された記録があるわけなんですけども、505万8,000円については、「少なくとも岡本吉司氏が行ったものであるので、葛城市は同人に対して出金された金銭の返還を請求するべきである。」と、このようにあります。この部分に続いて、旧町時代における未処理金調査特別委員会の見解、結論についても葛城市行政当局は尊重し、しっかりと返還請求をするべきであると、このように思います。しかしながら、行政当局が岡本氏本人に対して返還請求、返還の話合いにも多少の時間も必要かと、このように思われます。もうしばらく時間の猶予が必要かとも思われます。もうしばらく時間の猶予も見て、葛城市行政当局が未処理金調査特別委員会のこの部分の一定の見解、結論を尊重せず、返還請求の結果が見えないようであれば、議会として葛城市当局に申入れを行うべきであろうかと、このように思います。

どこまでも2年7か月にわたる旧町時代における未処理金調査特別委員会の一定の見解、結論を尊重するべきであります。したがって、6件出金された金銭505万8,000円についての金銭の返還は求めるべきであると判断をいたしますが、今は議会として、行政にそのことを求めるにはもう少し時間に猶予を考慮するべきであると判断いたします。現段階においては求めるべきではない、反対の立場であります。そしてそれ以外の部分、要求されておられます2番、3番、この部分につきましても、旧町時代における未処理金調査特別委員会の別の一定の見解をどこまでも尊重する立場から、一定の見解、結論が逸脱していると、この部分については、旧町時代における未処理金調査特別委員会の一定の見解、結論、この部分から逸脱していると判断をいたします。そのような立場から、このことについても反対いたします。したがって、現段階において行政に対して適正な処理に関する事項の履行及び不正な行為についての調査の徹底を求める議決を求めるべきではないと判断いたします。したがって反対をいたします。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

11番、西井覚君。

西井議員 私もこの発議に賛成の立場で討論させていただきます。

もうすぐ改選ということで、市民は大変この結果から答えが出てくるのが、まだかまだかということをよく問合せされております。百条委員会の結果を出したのが去年の9月です。この前補正予算で、いろんな形でもめて、この間結局、議会全員協議会で説明があったと。半年たっても、あまり何も進まれてないと。この答えが今期中に、やはり市としても答えは出してほしいという気持ちで、この前の議会全員協議会の中でそれなりの答えが出てくるんじゃないかなと期待しておりましたが、何もほとんど動いてないと。我々、市民にこの結果についてどのように説明するんかと。ある方は時期尚早やと言わんがばかりの発言をされるけど、半年たって何の答えも出てきやんと、ほんでそういうせっぱ詰まった状況やから、なお市側が一生懸命頑張って答え出してくださいいう、言うたら発議を出してるわけです。別

に発議出そうと出すまいとと言うけど、市民から見たらこういう答えをきちっと、市側が出すべきものは出してくださいよと、私たちが要望すると。これが半年も放っているような状況で、時期尚早と言えるか。これ、市民にちゃんと答えねばならない。これ、議会もそうやけど、理事者側も、やはりこの答えをちゃんと出さな、市民の信頼を失ってしまうんじゃないかと。説明責任も果たせないやないかと。ここまで来て、百条委員会が2年7か月、長ったらしく答えを出さんかったというふうな形で言われてたわけでございます。

しかしながら、その結論を出してる中で、調べるべきことを調べてないこと自体がこの前の議会全員協議会で分かったわけです。せやからもっと早く、我々はもう改選目の前を出てるわけです。もっと早く市民に知らせる義務がある。我々の百条委員会の調査自体が頼りなかったんやったら頼りなかったと、この答えを出してほしいという気持ちで、早急に。ほんで、分からない、内部だけで分からないことやったら、実際警察に調べてくださいという1つの方法もあるわけです。内部で調べきれへんところは、百条委員会でも調べきれないことというのは、それは警察権がないからです。やはりそういうふうな方法も理事者側は考えて、本当に進めるんやったらきちっと、これ、この前も言わせてもらいましたけど、公文書偽造というのは、これは明らかですやん。その答えもきちっと出てませんやろう。先ほど質問であったけど、公文書偽造した当事者は明らかですやん。そんな、せやからこの前も言うてるように、農道でお金出してくれはるねやろうという話出てきたらどうしますねん、公文書偽造されていて。そういうことのないように、市としても、農道についてはこうやということも含めてきちっと襟を正した形のところから答え出さなあかんのと違うかな。そういう意味で早くしてくださいよというのは、私は賛同者の中に入ってるわけでございます。やはり市民が、この件についてはまだ結論が出てないからどないなってるねやと。これはやいやい言われております。せやから、その辺も含めて時期尚早だとおっしゃる方もおられるけど、何でそこまで急かへんのかなと、私は不思議でなりません。

以上の説明させてもらったわけで、一日でも早く市側がしなければならないことはきちっとしてほしいという気持ちで、これを賛同させてもらう気持ちですので、どうか皆さん方も含めて賛同を多く求めるようにしながら、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

3番、吉村始君。

吉村始議員 私は、この「旧町時代における未処理金調査特別委員会」の調査報告に係る今後の適正な処理に関する事項の履行及び不正な行為についての調査の徹底を求める決議を出すことについて、反対の立場で反対討論をいたします。

私もこの旧町時代における未処理金調査特別委員会の委員でした。そして2年7か月にわたっていろいろ話し合いをしまして、分厚い調査報告書を出したわけでありまして。幾つかその中に書いてあることにつきましては、例えば歳計外に入っていたお金についても行政は予算化をしているわけでありまして。その上で、今回この決議を出す意味がどうしても分からないというところでありまして。

先ほど、本日私、この決議を提出しますというふうなことで、文面を何度も拝読いたしました。その中で、やはり先ほど梨本議員、それから谷原議員から質問がありまして、私も実は同じところ、ちょっと分からへんなど、聞きたいなと思っていたところなんですが、曖昧かつなぜこれを言っているのかというふうなところが分からない表現がありました。例えば「少なくとも」という、これについては通常であれば、例えば法的措置を講ずるのであれば、例えば返還してくださいというのであれば返還すべき相手を、特定をまずした上でじゃないと、それはできないわけですけども、そのことについても表現が曖昧でありますし、何よりも提出をされた方が、ちょっとその辺りがこなれていないというような状況でありました。また、いわゆる登録印鑑、それから通帳をこの金銭、6件の金銭505万8,000円とまた別に回収するという意図につきましても、まだ十分に分からないというふうなことでありました。

先ほど梨本議員、谷原議員が質問をされた中で、この発議というんですか、この決議を提案されました下村議員自身が、これはまだ文章を見たところ、まだまだこなれていないというふうな感じでした。先ほども、ちょっとこの取り下げてというようなことも先ほどおっしゃいました。私もまさにそのように思います。この文書につきましては、ちょっと私たちの議会として、決議として上げるにしては、ちょっとあまりにもまだこなれていないというふうなことであります。さらに、この時期に当たって、行政がまだ作業が進んでいないと、怠惰であるというふうなことは言えないという、こういう状況であって、私はこの決議を出すという理由がないというふうに考えますので、そのような意味から私は反対をさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 しゃべっておきます。長いので、この決議について賛成の立場で討論させていただきます。

昨年の9月に、2年7か月かけまして百条委員会が終わりました。その時点で僕は、議員にならせていただいて3年間の議員生活の中の2年7か月を、この百条委員会でやらせていただいて、かなり大きなポジションを占めていると思っております、私は。そこで、この前の印象といたしましては、なぜ出すのかというのは、僕の思いですけども、この前の議会全員協議会の時点でちゃんとやります。なぜなら、次の改選まで半年しかないんですよ、僕には。やりますよ、再来年まで。それは駄目なんです。僕、今年の10月以降、どうなってるか分からない。議員生活の中でこれだけウエートを占めた問題に対して答えが欲しいのに、その歩幅が違うんですよ。やってくれるのはやってくれるので、ありがたいですよ。やらないとはおっしゃってないですけども、その歩幅が僕とは違うと思うという意味で、この発議に賛成させていただいたんですよ。別にやらへんとか、そんな云々かんぬんの話は僕はしておりません。細かい話も、先ほどいろんな話出てたんですけども、百条委員会でやらせてもらって、この前の議会全員協議会をもう一回思い出してください。そういう意味で、これに賛成させていただいております。2年7か月やった百条委員会、あと改選まで6か月、前の百条委員会が終わって、今までで6か月です。この前1億8,000万円がやっと入りました。お金の問題はここからかも分かりませんが、不正問題、あるじゃないですか、全然できる

こと。それは今からやります、今からやります、その歩幅が違うと思って、僕は賛成させていただきます。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

9番、増田順弘君。

増田議員 私も討論させていただきますけども、この決議のタイトルにつきましては、非常に私も同感でございます。きちっとこの百条委員会が出された結論に対して、行政側がこれに当たっていただく。報告書に従って、この報告された内容を忠実に執行していただくことが求められているというふうに思います。

先日の議会全員協議会のところでいろいろと質問され、私も質問し、答弁もされました。その中で、1月中旬に裁判の報告並びに資料が戻ってきたと。私、6か月間放っておいたという先ほどからのお話と、1月中旬に書類が戻ってきたというのとの食い違いがどうもあるのかなと。これ、6か月間本当に何もしないで放っておいたということであれば、非常にゆゆしき問題であると。ただ、その調査をするために、1月中旬から調査を始めてるんだと、市としての責任をこれから全うしていきたいと、こういうふうなお話でございましたので、これが6か月間であれば、私もこの意見には賛同する立場ではあったかなというふうに思いますが、これから、ただし、これは今、現段階の私の判断であって、3か月後に進捗がない場合はこの意見に賛同させていただくタイムリミットかなというふうに思います。ただ、そこまでに至ってないというふうに判断をいたしました。

もう一つ、この2ページ目のところに、返還されない場合は法的云々と、こういうふうに記述をされております。私、これ、非常に難しい問題かなと。法的措置を講じると、これはあくまでも言い分が通るという前提のお話でございます。その確証なり検証なり、市、理事者側で検討される判断より、それなりの方に、顧問弁護士なり、先日の議会全員協議会でもございましたように、顧問弁護士にも相談をされているというふうにも伺っております。その判断も仰ぎながら、これはするべきであるかなと。一方的に法的措置を講じてでもというふうなことが、果たしてこの段階で言いきれののかなというのが非常に、私としては抵抗があるなど。そういう文言であるなというふうに感じました。

先ほども申し上げましたように、議会全員協議会でもお願いしました市政検討委員会、こういった諮問機関もお持ちですので、しっかりとこのことについて、百条委員会の報告書を尊重していただいて、粛々とこの処理に当たっていただくことを強くお願いをしておいて、反対の討論とさせていただきます。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 反対の立場で討論させていただきます。

先ほどから、非常に過激な公文書偽造であるとか、明らかであるとかということも飛び交っておりますが、少なくとも我々は議会であり、行政であり、司法の判断するところにまで踏み込むのはどうかなというふうに考えております。そういった中で、そこが明らかである

のであれば、告発の方法はいろんなやり方があると思いますので、それなりに住民の方も考えてやられるのではないかなと。その結果が私文書偽造であれ、公文書偽造であれ、たとえ不起訴処分になったとしても、起訴猶予であれば私は黒だと思しますので、そういったところの判断も仰げばどうかなというふうに思っております。

また、実際に私は有言実行ということが本当に大事だと思ってるんです。これは議員であっても行政であっても、議会の場できちっと発言したことに対しては責任を取ることが大切であろうかと思っております。ですので、先日の協議会において行政のほうはしっかりと調べを進めるということをおっしゃっておりますので、そういったところを粛々と進めていただきたいと、議会のほうからはしっかりとボールが投げられてるわけでございますから、そういった意味も込めてしっかりとやっていただきたい。ただ、この決議に関してはそういった取り上げる時期ではないのではないかなというところから、反対させていただきます。

以上です。

西川議長 ほかに討論はありませんか。

内野悦子君。

内野議員 私も反対ということで討論させていただきます。

先ほども同党の松林議員のほうから詳しく述べていただきましたので、私のほうは2年7か月間の百条委員会を経てまとまったその結果、まとめでございますけれども、今回、葛城市に帰属する金銭、葛城市の歳入として受け入れることが適正な処理と思われるというような内容が書かれてて、この3月議会の補正予算で1億8,185万2,000円が諸収入のほうで確認をさせていただきました。その後、ここに書いてある「管理実態に関する事項で述べた6件の出金された金銭については、少なくとも岡本吉司氏が行ったものであるので、葛城市は同人に対して出金された金銭の返還を請求すべきである。」と書いてあるんですけども、このことも議会全員協議会において理事者のほうから、今後確認していくというようなことも聞かせていただきましたので、そのことを今回は尊重して進めていただけると、そのように確信しています。そのことにおいて、今回出された決議に関しては時期尚早じゃないかなと、そのように思いますので、今回は反対させていただきます。

以上でございます。

西川議長 あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合によりまして延長いたします。

ほかに討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 私も反対の立場から討論いたします。

私は、百条調査委員会ではどちらかというと少数意見ということで、少数意見の留保も含めてまとめを報告させていただいたところではありますが、しかしながら、議会で議決したことについては尊重いたします。したがって、報告書の中にあるように、こう書いてあるんです。「管理実態に関する事項で述べた6件の出金された金銭については、少なくとも岡本氏が行ったものであるので、葛城市は同人に対して出金された金銭を返還請求すべきものである。」と。このことを当然、議会としてちゃんとやってくださいというふうにおっしゃ

る皆さんの意見は分かります。議員の立場として、そういうふうにおっしゃるのは分かりません。しかしながら、今回出てきました決議につきましては、最初に梨本議員が質問されたように、こうなってるんです。「未処理金から私的に支出された6件の金銭について、少なくとも岡本吉司氏に返還を求める」ものと、これ、意味合いが報告書と違ってきております。つまり、少なくとも岡本氏には返還を求めるということは、要はその岡本氏からお金がほかに、最終的に渡った人がたくさんおられます。だから、そこで返還の対象者は誰ですかというふうな形で梨本議員が聞かれたわけで、それに対して、この決議案を提出された方、なかなか答弁できない状態でありました。だから、この点についてはちょっと報告書以上に踏み込んだ内容に、この決議案は私はなってると思います。したがって、この件については反対するというので申し上げておきたいと思います。

更に言えば、私自身は百条委員会は弁護士がちゃんと来られてましたので、将来的に法的な問題も生じるわけですから、その都度弁護士にも確認したり相談しながらやってまいりました。先ほどから出てる偽証罪の件も、偽証罪が犯罪として構成する要件は何かということも詰めて、非常に難しいなど。弁護士は要請があれば、当然依頼者の要請に応じて、そういうことをちゃんと訴えられるようにはしてくれると思いますけれども、見通しとして大変厳しいというのは弁護士からも聞いておりました。更に言えばこのお金の件も、誰に請求するかということも含めて、百条委員会ではちょっと時間取ってやったことがあります。これも非常に難しい状況があると思います。

したがって、議会は多数で決めたことはちゃんと言える、それは言うことはできますけれども、実際にこれを利害関係者にやっていくということは、また別の法的な問題もありますので、行政側が慎重に対応されているということは理解できるところであります。

以上の点から、私は今回のこの決議案がこういう文言で出ることについては反対します。以上です。

西川議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

これより、発議第2号議案を電子表決システムで採決をいたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

西川議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 押し忘れなしと認めます。確定いたします。賛成少数であります。よって、発議第2号は否決されました。

(奥本議員復席)

(岡本議員復席)

西川議長 次に、日程第33、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出書が提出されました。お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には5日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また格段のご協力をいただきまして、本日まで円滑に議会運営が進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。また、この3月を最後に退職される職員におかれましては、長年にわたりそれぞれの職務に精励され、本当にご苦労さまでございました。杉澤教育長におかれましても、3月31日をもって任期満了により退任されます。葛城市の教育行政発展にご尽力いただきましたことを心から感謝申し上げ、深く敬意を表します。

これをもちまして本定例会を閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出されました意見や要望を真摯に受け止められ、令和3年度葛城市政の執行に当たられ、本市の更なる発展のため創意工夫を凝らし、諸施策の実現に向け、引き続き全力を挙げて取り組んでいただきますことを要望いたしまして、私の閉会の挨拶とさせていただきます。

ここで教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

杉澤教育長。

杉澤教育長 葛城市の教育長の杉澤でございます、とご挨拶をさせていただくのも、これが最後になりました。4年4か月前に教育長に就任させていただきました、この場でご挨拶をさせていただいて、2期教育長を務めさせていただきました。あの折は本当に意気満々で、教育行政頑張っていきたいなというふうに思ってここでもご挨拶させていただいたわけですが、受けさせていただいてから、本当に様々なことがございました。私は本当、嵐を呼ぶ男かなと思うほど様々なことがありまして、最近でいきますとこのコロナ対応のことも、私になったときにはこんなことは到底思ってもおりませんでした。また、GIGAスクール対応のことについても、これは4年4か月前には全くおくびにも出てこなかった問題でございます。そういう問題につきまして、やっぱり教育委員会として、また教育長としても即応していかなければならない状態でございますけれども、ちょっと昨年度から体を壊しまして、即応できないという状況でございますので、朝から挨拶をしました次期教育長にお任せをして、私のほうは身を引かせていただきたいと思います。本当に4年4か月、2期にわたりまして議員の皆様には様々お世話かけまして、本当にどうもありがとうございます。

西川議長 ありがとうございます。

最後に、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月5日に開会されました令和3年第1回葛城市議会定例会が、21日間の全日程を終えさせていただき、本日をもって閉会の運びとなりました。議員の皆様方には長期間にわたり、新年度予算案をはじめご提案を申し上げました案件につきまして慎重なるご審議を賜り、また全議案の可決をいただき、厚く御礼を申し上げる次第でございます。会議中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、職員が一丸となって葛城市の更なる発展のために鋭意努力してまいる覚悟でございます。

議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、また、任期満了により退任いたします杉澤教育長にお礼を申し上げ、簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

西川議長 以上で令和3年第1回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後4時56分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長

西川 弥三郎

議 会 副 議 長

奥本 佳史

署 名 議 員

増田 順弘

署 名 議 員

岡本 吉司